

The background of the entire page is a white, heavily textured surface, resembling crumpled paper. Overlaid on this texture are several watercolor-style illustrations. There are clusters of bright green leaves, some with darker green centers, and several blue flowers. The flowers have a darker blue center and a lighter blue, almost white, outer ring. The overall composition is scattered and artistic.

# 福岡県公民館大会

第26回

# National

## ビデオプロジェクター

オプション(別売)でのシステム化により  
娯楽に、資料説明に、教材に……………  
多目的に活用いただけます。



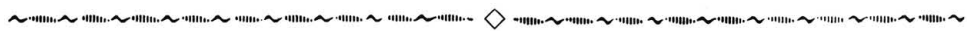
■ワイドな60型の迫力画面

タテ95cm×ヨコ122cmの60型大スクリーンを使用。20型テレビなら約10台分  
というワイドスクリーンに拡大投影し迫力ある画面がお楽しみいただけます。



〔お問い合わせは〕

九州特機営業所 ……………千812 福岡市博多区冷泉町4番17号……………(092)271-1131  
北九州ナショナル通信特機株式会社…千802 北九州市小倉区神岳2丁目10番21号……………(093)551-5635  
福岡ナショナル通信特機株式会社…千812 福岡市博多区東比恵2丁目9番29号……………(092)411-4105  
久留米ナショナル電器販売株式会社…千830 久留米市国分町字屋敷1942……………(0942)34-8266



## 目 次

第26回福岡県公民館大会に寄せて .....	2
大会のねらいとしくみ .....	3
第26回福岡県公民館大会開催要項 .....	4
昭和53年度公民館優良役職員表彰一覧 .....	8
昭和53年度優良公民館表彰一覧 .....	16
大会役員一覧 .....	22
分科会事例発表要旨 .....	23
資 料 編 .....	65
(1) 全公連第2次専門委員会報告	
(2) 県視聴覚ライブラリー教材フィルム一覧	





## 第26回 福岡県公民館大会に寄せて

福岡県公民館連合会会長 鍵 水 速 太

本日ここに、第26回福岡県公民館大会が開催される運びとなり、全県下から多数の公民館関係者の御参集を得てこのように盛大に挙行されますことを、皆様がたと共にお喜び申しあげ、その御熱意に対し心から敬意を表するものであります。

さて、公民館が戦後の新しい息吹きの中で、地域住民の心の拠り所として活動をすすめてより、すでに30年の星霜を重ね、社会教育振興の歩みの中で、中核的役割りを担い続けてまいりましたことは実に素晴らしく、高い評価を受けているものであります。

しかし、急激な社会構造の変化に伴う技術革新、情報化社会への急傾斜は、住民の多様化する学習要求と相俟って、生涯教育の重要性を一層強く認識させられるようになってまいりました。

米国の未来社会学者アルビン・トフラーも「学習方法を学び得ない人は、未来社会の文盲である……。」と述べ、生涯教育の必要性を力説しているところであります。

このときにあたり、公民館が本来の機能を発揮していく中で、地域における社会教育の拠点として、その位置を確立するため、地域社会の問題や課題を解明する方途を継続的に探究することは、まさに時宜を得て有意義なことであると考えます。

そこで、本大会では「地域住民の学習要求に応えるための具体的な公民館のあり方を考える」というテーマのもとに、地域社会に根ざした実践を踏まえた問題提起をもとに研究の深化を図り、各分野における公民館活動の指標をもとめて、建設的な研究が展開されますよう大きな期待をかけている次第であります。

最後に、本大会の開催に際し献身的な御尽力をいただきました太宰府町並びに福岡地区の方がたに心から感謝を申しあげまして巻頭の御挨拶といたします。

# 大会のねらいとしくみ

## 1. 大会のねらい

本県における公民館は、その設置がすすめられて以来、公民館を取りまく諸条件の変化にもめげず関係者のたゆみない努力によって、全市町村に設置され、その数 320 余館までになり、地域住民のさまざまな学習課題に応えるための諸活動が続けられてきました。

しかし、地域社会は、近年の「都市化」によって、社会連帯感の喪失、孤立感・孤独感の増大、生活と精神の不安定などに特徴づけられる地域解体状況を呈してきていることは周知のとおりであります。こうした状況のなかで、地域住民は、この現状を克服して、地域における新しい生きがいを創り出そうとする気運が盛り上ってきており、そのための学習活動も、年ごとに活発となり、高度なものとなってきております。

そこで、地域における教育・文化活動の拠点である公民館は、これら住民の学習要求にどう応えていけばよいか、あるいは、住民がおかれている困難な状況のなかで、1人ひとりが、自分で考え、みずからの主体的判断によって行動をおこすことのできる「自己決定能力」を強くしていくために必要な、公民館の具体的な役割は何なのかということが、重要な課題となってきているものと思われます。

以上のことから、本大会では「地域住民の学習要求に応えるための具体的な公民館のあり方を考える」というテーマを設定しました。具体的な実践事例に基づく問題提起を中心に、前回（昨年度）の討議の継続として、この問題を掘り下げて考えてみたいと思います。

## 2. 大会のしくみ

本大会では、公民館活動のさまざまな分野に焦点をあて、個別に抽出されたいくつかの問題を分科会方式で研究討議をするようにしております。大会の主な日程は、大会式典、表彰式、講演と続いて、最後に分科会討議というように構成しております。

### (1) 講演

ここでは、島根大学教授であり、「地域」問題をご研究されております安達生恒先生から「地域と社会教育」について講演をお願いすることにしております。先生は、全国各地における住民主体の地域づくりについて、ご研究されており、現時点における地域づくりのあり方、その展望等から、これからの社会教育について、示唆して頂けるものと思われます。

### (2) 分科会

8つの分科会を構成し、それぞれに討議の視点を掲げて内容の深まりをねらいました。各分科会とも、助言者に学識経験者をお迎えし、討議に際して適切な助言をお願いする予定です。司会者には、それぞれの分野で、現に活躍しておられる方々にお願いしております。

分科会終了後は、その場で閉会とし、研究討議で得られた成果を、これからの具体的な実践の場で反映させることをたしかめ合いながら散会いたしたいと思います。

## 第 2 6 回 福岡県公民館大会開催要項

### 1. 趣 旨

現代の複雑な社会情勢の中で、今日、公民館は地域住民の学習の場として、その具体的な役割を果たすことが強く要請されている。

そこで、本大会では、具体的な実践を踏まえた問題提起をもとに研究を深め、地域における総合的な社会教育施設として「住民の学習要求に応える」公民館のあり方について考えようとするものである。

### 2. 大会テーマ

地域住民の学習要求に応えるための具体的な公民館のあり方を考える。

### 3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、太宰府町教育委員会、福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市教育委員会、那珂川町教育委員会、糸島郡社会教育振興会、粕屋郡社会教育振興会、宗像郡社会教育振興会

### 4. 後 援

福岡県、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県父母教師会連絡協議会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県貯蓄推進委員会、福岡県明るい選挙推進協議会

### 5. 期 日

昭和53年7月5日（水）

### 6. 会 場

太宰府勤労者体育センターほか

### 7. 参 加 者 約 7 0 0 名

公民館利用者、自治公民館等関係者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、地方行政関係者、公民館職員

8. 日 程

- 9 : 15 ~ 10 : 15 受 付
- 10 : 15 ~ 11 : 00 大 会 式 典
- 開会のことば  
福岡県公民館連合会副会長 坂 田 亀次郎
- 主催者あいさつ  
福岡県公民館連合会会長 鎌 水 速 太  
福岡県教育委員会教育長 浦 山 太 郎
- 来 賓 祝 辞  
福岡県知事 亀 井 光  
太宰府町長 川 辺 善 郎
- 祝 電 披 露  
表 彰 式  
日 程 説 明
- 11 : 00 ~ 12 : 15 講 演 「地域と社会教育」  
講師 島根大学教授 安 達 生 恒氏
- 12 : 15 ~ 12 : 20 次期開催地（筑後地区）代表あいさつ
- 12 : 20 ~ 13 : 00 昼 食 ・ 休 憩
- 13 : 00 ~ 16 : 00 分 科 会
- 16 : 00 閉 会

## 9. 分科会の構成

分科会	討議の視点	助言者	事例発表者
1. 行財政	公民館施設の整備充実と職員体制の確立	八女市助役 平島 忠太郎	大川市教育委員会社会教育主事 吉田 啓二 春日市教育委員会社会教育係長 城田 正博
2. 青少年教育	魅力ある青少年のための事業の企画とその展開	県立英彦山青年の家 所長 川原 黎治	飯塚市教育委員会社会教育主事 窪山 邦彦 宗像町教育委員会社会教育主事補 日野 砂男
3. 高齢者教育	高齢者の学習機会の充実とその振興策	元北九州市八幡東中央 公民館館長 小野 隆雄	福岡市西高宮公民館館長 福嶋 謙次 遠賀町教育委員会社会教育主事 井口 一美
4. 成人教育	一般成人層の学習参加を促進する公民館活動のあり方	九州大学助教授 諸岡 和房	直方市中央公民館館長 福田 勝久 田主丸町教育委員会社会教育課長 今村 理喜義
5. 広報活動	公民館における広報活動の役割とその実践策	福岡教育大学教授 益田 凡夫	北九州市枝光北公民館館長 入口 澄夫 杷木町中央公民館主事 谷口 定子
6. 同和教育	公民館における同和教育の推進	宮田町教育委員会 社会教育課長 柿原 数己 県社会教育委員 高田 繁	山田市教育委員会社会教育係長 大塚 一男 三輪町公民館主事 石川 利明
7. 自治公民館 (都市)	地域住民に結びつく自治(町内)公民館の組織とその運営	大牟田市教育委員会 社会教育指導員 冨田 貞継	田川市新町公民館館長 山崎 士行 八女市祈祷院町内公民館館長 渡辺 種雄
8. 自治公民館 (町村)	地域住民に結びつく自治(町内)公民館の組織とその運営	福岡県社会教育放送 利用研究会会長 水摩 安正	新宮町教育委員会社会教育課長 富 永 一 三潁町田川公民館館長 国友 滋



司 会 者	記 録 者	会 場 責 任 者
北九州市熊西公民館館長 小 森 政 司 稲築町教育委員会社会教育主事 久 家 貞 美	福岡市東市民センター 社会教育主事補 佐 藤 靖 典 福岡市教育委員会社会教育主事 山 田 舜 造	太宰府町教育委員会 社会教育課長 木 本 茂
行橋市教育委員会社会教育課長 山 中 募 古賀町中央公民館館長 八 尋 七 郎	福岡市教育委員会社会教育係長 藤 木 尚 福岡市南市民センター主事 下 山 正 則	春日市中央公民館 館長 亀 井 勇
甘木市中央公民館館長 西 川 甚 吾 苅田町教育委員会社会教育主事 野 中 五 郎	志摩町中央公民館館長 山 北 正 義 二丈町教育委員会社会教育主事 鬼 島 利 隆	筑紫野市中央公民館 館長 加 藤 寿 彦
大牟田市中央公民館主査 高 口 道 之 赤池町教育委員会社会教育係長 太 田 傳	県教育庁糸島出張所社会教育係長 谷 口 真 前原町波多江公民館館長 砥 上 徹	大野城市教育委員会 社会教育課長 井 原 信 一
大木町教育委員会社会教育主事 岡 崎 辰 雄 飯塚市中央公民館主事 秋 山 良 昌	津屋崎町教育委員会社会教育主事 尾 園 主 税 宗像町中央公民館館長 盛 永 邦 夫	春日市教育委員会 社会教育課長 西 田 讓
福岡市教育委員会主席 社会教育主事 光 野 端 義 筑紫野市教育委員会社会教育主事 高 田 好 親	県教育庁宗像出張所社会教育係長 熊 谷 和 美 県教育庁宗像出張所主事 前 田 隆 徳	筑紫野市教育委員会 社会教育課長 武 藤 久 雄
中間市中央公民館館長 岩 崎 眩 喜 久留米市中央公民館館長 西 村 典 尚	新宮町教育委員会社会教育主事 中 川 三 平 須恵町教育委員会社会教育主事 平 嶋 峯 晴	大野城市中央公民館 館長 岡 崎 隆 三
広川町中央公民館館長 中 村 寿 太 郎 添田町教育委員会 社会教育課長補佐 中 島 彬	志免町教育委員会社会教育主事 世 利 順 二 古賀町教育委員会社会教育係長 松 下 正 信	那珂川町中央公民館 館長 吉 浦 歳 雄

昭和 5 3 年 度 公 民 館

種別	番号	市郡名	氏 名 (生年月日)	所 属	役 職 名	在 職 期 間
公 立 公 民 館	1	大牟田市	くぼた きん ご 久保田 金 吾 (大15. 2. 11生)	三川地区公民館	館 長	自 42. 9. 1 至 現 在 ( 10年)
	2	飯塚市	こう やま ひさ お 神 山 久 雄 (明33. 7.17生)	飯塚公民館	運営審議会 委 員	自 28. 4. 1 至 現 在 ( 25年)
	3	大川市	なか むら もりたろう 中 村 森太郎 (明34. 5.25生)	大口公民館	運営審議会 委 員 長	自 37. 4. 1 至 現 在 ( 16年)
	4	行橋市	むら かに かつか 村 上 豊 (明43.10.20生)	泉 公 民 館	館 長	自 33. 4. 1 至 44. 3. 31 自 50. 4. 1 至 現 在 ( 14年)
	5	浮羽郡 吉井町	かね こ し こ 金 子 芳 子 (明36. 7.16生)	吉井町中央公民館	運営審議会 委 員	自 44. 10. 1 至 現 在 ( 9年)
	6	宗像郡 津屋崎町	うえ だ とよ とし 上 田 豊 年 (大11.12.10生)	津屋崎中央公民館	運営審議会 委 員	自 41. 4 至 45. 3 自 48. 3 至 現 在 ( 10年)

## 優良役職員表彰一覧

表 彰 の 内 容	
業 績	理 由
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館建設に貢献</li> <li>2. 公民館における読書活動の促進に努力</li> <li>3. 各種学級の開設・運営に努力</li> </ol>	<p>10年間社会教育の実施機関である公民館において常に第一線で活躍。各種主催事業の開設に努力を続けている。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館建設に貢献</li> <li>2. 各種団体の育成</li> </ol>	<p>永年にわたり公民館運営審議会委員として公民館事業の推進に献身的に努力された功績は多大である。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館運営、事業活動の振興充実に寄与</li> <li>2. 公民館建設に貢献</li> <li>3. 地域スポーツの振興に貢献</li> </ol>	<p>社会教育関係はもちろん市行政面でも積極的に公共事業運営に協力し、卓越した指導力を発揮、地域住民の厚い信頼を集めている。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 婦人学級・家庭教育学級・老人学級等開設に尽力</li> <li>2. 青少年健全育成に尽力</li> </ol>	<p>各種学習活動を積極的に推進し、団体育成に努めると共に環境美化、明るい町づくりに貢献し、多大な成果を収めている。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館建設に貢献</li> <li>2. 成人教育に力を入れ特に地域の婦人会の育成に努力</li> </ol>	<p>永年にわたり公民館運営審議会委員として公民館の振興につとめ、明るく豊かな町づくりに貢献した。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 婦人教育の振興に寄与</li> <li>2. 公民館建設に貢献</li> <li>3. 老人の体育行事の推進</li> </ol>	<p>昭和42年以来、一貫して社会教育、特に公民館活動振興のために尽力してきた。</p>

種別	番号	市郡名	氏名 (生年月日)	所 属	役 職 名	在 職 期 間
公 立 公 民 館	7	三 瀨 郡 三 瀨 町	た どころ えい じ 田 所 英 治 (昭 6. 4.25 生)	三瀨町中央公民館	主 事	自 30. 4. 1 至 31. 3.31 自 43. 2. 2 至 52. 3.31 (10年)
	8	八 女 郡 広 川 町	な か むら じゆたろう 中 村 寿太郎 (大 1.1.1. 5 生)	広川町中央公民館	運 営 審 議 会 員 委 員 長	自 37.4 至 45.3 } 運 審 委 員 自 45.4 現 在 } 館 長 (16年)
	9	嘉 穂 郡 穂 波 町	い とう ひろし 伊 藤 弘 (大 15. 5.27 生)	穂波町公民館	運 営 審 議 会 委 員 長	自 38. 7. 1 至 現 在 (14年)
	10	山 門 郡 三 橋 町	きの した たけ お 木 下 武 夫 (明 31. 9.13 生)	三橋町公民館	運 営 審 議 会 委 員	自 38. 4. 1 至 53. 3.31 (15年)
	11	田 川 郡 香 春 町	やま もと さん じ 山 本 三 治 (大 7.1.1. 7 生)	香春町中央公民館	運 営 審 議 会 委 員 長	自 46. 4. 1 至 現 在 (7年)
自 治 ( 町 内 ) 公 民 館	12	北 九 州 市	か 川 もと まさ み 川 元 真 実 (昭 11. 6.12 生)	町上津役公民館	館 長	自 45. 4. 1 至 53. 3.31 (8年)
	13		か づき ふみ とし 香 月 文 敏 (大 4. 1. 1 生)	高須公民館	館 長	自 47. 4. 1 至 現 在 (6年)

表彰の内容	
業績	理由
1. 青年教室、婦人学校、成人学級、老人大学等の開設に尽力 2. 館報発行の定期化 3. 公民館建設に貢献	10年に亘り公民館職員として地道なあゆみを続ける中から生活課題を掘りおこし、常に公民館を凝視し町民に公民館の存在価値を新たなものとして定着させた。
1. 公民館施設整備の充実に貢献 2. 社会教育関係団体等の育成 3. 町づくり運動の推進	公民館長として公民館はもとより社会教育全般に積極的に取り組み、献身的に活動された実績は大である。
1. 青少年教育の育成 2. 住民の学習意欲の啓発	地域公民館の育成にあたり、体験された実践を基盤として適切な助言と指導を行ない公民館事業の大きな推進力となっている。
1. 公民館職員体制の整備に尽力 2. 社会教育活動の推進	住民の協調、信頼、自治の精神を培い、心豊かな住民生活をめざした生涯教育活動に専念し公民館の機能の充実進展に努めた。
1. 青少年教育の推進 2. 社会体育の振興	円満な人柄と社会教育に対する熱情と卓越した識見により精力的に公民館活動を推進した功績は多大である。
1. 明るい町づくりの住民意識の高揚 2. 高齢者の地域活動の推進に努力	卓抜した実行力と円満な人柄により、地域の社会教育、福祉活動の中心的推進者として寄与。
1. 成人教育、青少年教育並びに婦人会、老人会の各種学習活動の推進 2. 公民館運営に尽力	地区住民との連帯を図り、積極的な公民館活動に貢献。

種別	番号	市郡名	氏名 (生年月日)	所 属	役 職 名	在 職 期 間
自治 (町 内) 公民 館	14	北九州市	竹 村 政 男 (大 8. 9.15 生)	大里東第二公民館	館 長	自 44. 4. 1 至 現 在 ( 9年)
	15	久留米市	益 永 隆 秋 (明 41. 5.17 生)	大橋校区公民館	主 事	自 36. 9. 1 至 38.11.30 自 47. 2. 1 至 現 在 ( 8年)
	16	山田市	日 高 泰 和 (大 8. 8. 6 生)	大橋公民館	主 事	自 36. 4. 1 至 現 在 ( 17年)
	17	直方市	永 元 周三郎 (大 14. 4. 1 生)	新町三公民館	館 長	自 38. 4. 1 至 現 在 ( 15年)
	18	田川市	山 本 守 雄 (大 12. 3. 2 生)	下伊田西公民館	主 事	自 35. 4. 1 至 現 在 ( 18年)
	19	八女市	諸 富 勝 次 (明 42. 2.10 生)	光町内公民館	館 長	自 39. 4. 1 至 53. 3.31 ( 14年)
	20	春日市	野 田 義 寛 (大 9. 5. 8 生)	春日台区公民館	館 長	自 42. 4. 1 至 現 在 ( 11年)

表彰の内容	
業績	理由
1. 青少年指導活動を積極的に推進 2. 成人講座、婦人講座等の事業推進に貢献	温健な性格とすぐれた指導力をもって青少年不良化防止、婦人の教養の向上、各種研修会等、地域における公民館活動に精力的に貢献。
1. 高齢者、婦人学級等の開設 2. 校区公民館建設に貢献 3. 町内の各種行事の推進	公立公民館時代の活動を基礎とし、民営の校区公民館に奉職してもかわらぬ情熱をもって公民館事業に携わり種々の実績をあげている。
1. 子供会及び育成会の創設者 2. 公民館活動の推進力として貢献	公民館主事及び運営審議会委員として17年に亘る地域文化の振興発展に貢献。
1. 公民館の組織強化に努力 2. 体力づくりの振興、伝統行事の推進等生活文化向上に寄与	温厚誠実な人格と卓越した指導力と献身的な活動は地域住民から高く評価されている。
1. 青少年の健全育成 2. 子供会育成及び組織化 3. 地区公民館の同和教育の指導	公民館の内部体制の整備をはじめ子供会等、諸団体の組織化と育成に努める一方地域の環境浄化、生活向上に貢献。
1. 公民館建設に貢献 2. 婦人会、老人クラブの指導・育成	地域における住民活動の推進に力を入れ、とくに核家族化時代における地域連帯づくりのため公民館活動の事業の実践に尽力した。
1. 婦人サークル活動の推進（お茶・民踊） 2. 地区公民館の運営組織の強化に努力 3. 社会教育の振興に尽力	昭和45年4月に公民館運営委員会を確立させ、その運営方法は他の地区公民館の模範となり、指導的役割を果たしている。

種別	番号	市郡名	氏名 (生年月日)	所 属	役 職 名	在 職 期 間
自治 (町内) 公民館	21	中間市	栗原建夫 (明34.1.1.26生)	通谷二区公民館	館長	自 40. 4. 1 至 42. 3. 31 自 44. 4. 1 至 現 在 ( 11年)
	22	遠賀郡 遠賀町	片山武司 (明40.10. 5生)	木守公民館	館長	自 43. 4. 1 至 現 在 ( 10年)
	23	鞍手郡 宮田町	南和光 (昭 2. 3.23生)	太蔵中区分館	館長	自 37. 4. 1 至 53. 3.31 ( 16年)



表彰の内容	
業績	理由
1. 子供会の健全育成 2. 地区公民館設立に尽力	新興団地の地区内人間関係の融和を図るための公民館諸事業を積極的に企画し指導にあたっている。
1. 各種団体組織の強化育成の推進 2. 公民館広報の発行	温厚誠実な人柄と積極的な行動力でもって町づくりに貢献。
1. 公民館建設と運営に貢献 2. 社会体育の推進に努力	16年の永きにわたり、犠牲と奉仕、特に真のボランティアとして公民館活動の進展に寄与した。

昭和 5 3 年 度 優

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
公立 公民館	1	福岡市	月隈公民館	福岡市博多区 大字上月隈 214-6	森 正 剛	m <sup>2</sup> 288	m <sup>2</sup> 262
	2		姪浜公民館	福岡市西区 姪の浜 2丁目 10番6号	久保山 秀 雄	373	436
	3	筑紫野市	筑紫公民館	筑紫野市大字筑紫 628番地	大 石 勇	406	147
自治 (町内) 公民館	4	大牟田市	高泉公民館	大牟田市大字歴木 278	木 村 弥雄造	230	165
	5	柳 川 市	下八丁中公民館	柳川市大字有明町	江 口 喜代蔵	332	113
	6	北九州市	清見公民館	北九州市門司区 清見 1丁目 14番27号	福 重 豊 次	192	265

# 良 公 民 館 表 彰 一 覧

状 況		設 備 の 状 況	表 彰 の 理 由
構 造	建 築 年 月 日		
木 造 モルタル 平 屋 建	S 3 5 . 9	移動黒板 卓球台 キャンプ用具一式	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 新興住宅と都市化、環境の変化の中で住民の健康と連帯意識をはかるためスポーツ活動を積極的に推進し、地域づくりを行なっている。</li> </ul>
木 造 2 階 建	S 3 7 . 6	移動黒板 スクリーン 16%映与機 テープレコーダー ワイヤレスアンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 公民館活動の中で同和教育を重点課題とし推進しており、社会教育的側面とのかかわりの中で創造的実践活動を展開している。</li> </ul>
木 造 平 屋 建	S 4 2 . 3	天幕(3張) 調理用具一式 葬祭用食器類 ストーブ、扇風機	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 公民館の運営組織がよく整備され、民主的かつ専門的に事業が遂行されている。</li> <li>◦ 毎月1回機関紙を発行することにより地域住民に公民館活動状況を広く浸透させている。</li> </ul>
木 造 2 階 建	S 4 7 . 2	料理用具一式 放送設備一式	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 青少年の健全育成および老人のための事業が熱心に行なわれている。</li> <li>◦ 平和で明るい美しい町づくり、文化の向上、住民福祉の増進に努めている。</li> </ul>
木 造 瓦 葺 平 家 建	S 5 0 . 2	料理室 会議室 和 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 有明海特産ののり生産に恵まれた地域であるため公民館活動面において、のり漁業懇談研究会、農事懇談会等ユニークな活動を行っている。</li> <li>◦ 青少年の非行化防止運動も熱心である。</li> </ul>
1 階 鉄 筋 2 階 木 造	S 3 7 . 1 2	和 室 ホ ール 調 理 室 事 務 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 戦前より教育熱が高く、青少年、老人問題を重点として、環境の浄化、情操教育の推進に努め、公民館と学校を密接に結びつけた活動を行っている。</li> </ul>

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
自治 （ 町 内 ） 公 民 館	7	久留米市	京町校区公民館	久留米市大名町 143番地	加藤恒太	m <sup>2</sup> 432	m <sup>2</sup> 353
	8	八女市	大籠町内公民館	八女市大字大籠 17番地	藤木繁己	1,320	19●
	9	田川市	西本町地区公民館	田川市西本町	坂田荒次郎	450	135
	10	大川市	べにや 紅粉屋町公民館	大川市大字紅粉屋 262番地	江崎大三	311	142
	11	春日市	若葉台自治公民館	春日市大字春日 1067番地	久末嘉輝	1,028	125
	12	大野城市	雑餉隈町公民館	大野城市雑餉隈町 3丁目20	白水堅三	403	311
	13	宗像郡 福岡町	花見公民館	宗像郡福岡町 1801番地	花田久男	596	199

状 況		設備の状況	表彰の理由
構 造	建築年月日		
鉄 筋 2 階 建	S 4 4.1 1	図書室 クーラー 暗 幕 スクリーン 大ホール 和室(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦歴史的に古い校区であるため、伝統文化の見直しをとり上げた公民館活動が熱心である。</li> <li>◦各種学級・講座の開設も熱心に行われている。</li> </ul>
木 造 瓦 葺 平 屋 建	S 5 2. 2	調理用具一式 事務用品一式 演 台	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦老人クラブ・婦人会・子ども会活動が熱心に行われ、公民館敷地内に子どもの遊び場を併設して子どもから老人までの、いわゆる生涯教育の場として有効に活用している。</li> </ul>
木 造 瓦 葺 平 屋 建	S 4 2. 7	倉 庫 会議室 台 所 管理人室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦あいさつ運動、小さな親切運動を提唱し、実施している。</li> <li>◦地域全体を対象とした各種講座が開設され活発な学習が行われている。</li> </ul>
木 造 瓦 葺 平 屋 建	S 5 1. 3	送放設備一式 調理台 料理器具一式 事務器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦子供会にあいさつ運動を奨励し、その育成・指導に努めている。</li> <li>◦町内の住民の融和と連帯を深めるためソフトボール大会・歩行運動を積極的に実施している。</li> </ul>
木 造 瓦 葺 平 屋 建	S 4 3. 4	大広間 和 室 調理室 事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦体育活動・文化活動を中心に社会教育関係団体（婦人会・老人会・子ども会・スポーツ少年団等）の中核として模範的な活動を展開している。</li> </ul>
鉄 筋 2 階 建	S 5 1. 3	暗幕設備 テント 複与機 空調設備 調理実習台	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦昭和24年11月公民館構想が出された胎動期に青年の有志を中心として文化遺産の尊重と文化活動の推進に重点をおき、以降毎年ユニークな文化祭を実施し、本年で30周年を迎える。</li> </ul>
木 造 平 屋 建	S 4 3.1 1	調理室 管理人室 送放設備一式 ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦婦人部の多彩なサークル活動が創設以来10ヶ年継続的に行なわれ、これが他の部活動、研修会等に非常な刺激となり、実践活動の成果をあげている。</li> </ul>

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
自治 （町内） 公民館	14	鞍手郡 鞍手町	山ヶ崎公民館	鞍手郡鞍手町 大字中山3730	山下 勲	m <sup>2</sup> 1,157	m <sup>2</sup> 179
	15	三潞郡 城島町	上東公民館	三潞郡城島町 大字江上上209	池田 正明	221	120
	16	遠賀郡 遠賀町	旧 停 公民館	遠賀郡遠賀町 大字広渡旧停	枝 澤 恵 吉	336	198
	17	八女郡 黒木町	四条野公民館	八女郡黒木町 四条野	馬 場 陸 蔵	495	92.4
	18	田川郡 赤池町	第四区公民館	田川郡赤池町 大字上野4区	香 月 昌 憲	805	149
	19	田川郡 添田町	町三地区公民館	田川郡添田町 大字添田1750	野 口 三千尋	628	164

状 況		設 備 の 状 況	表 彰 の 理 由
構 造	建 築 年 月 日		
木 造 平 屋 建	S 5 0 . 9	体育備品 ビデオ 学習備品	◦ 放送利用学習活動及び各種講演会を積極的に実施している。
木 造 平 屋 建	S 4 6 . 4	送放機器一式 料理用具一式 運動広場 テレビ・ラジオ	◦ 昭和 4 4 年以来、町内公民館の研究指定公民館として「地域に根を下した公民館活動のあり方」を求めて研究し、実践された成果は他の模範となるところが大きであった。
木 造 平 屋 建	S 4 1 . 4	大集会室 和 室 調理室	◦ 近代的施設で町内公民館として住民の融和教養文化活動の推進に積極的に取組み、コミュニティセンターとして重要な役割を果たしている。
木 造 平 屋 建	S 2 . 3	大会議室 送放設備一式 体育備品 調理実習室	◦ 組織が整備され、地域全体が公民館を中心として自治活動、老人、婦人、子ども会、スポーツ活動を通じて地域の連帯感を深めるのに努力している。
鉄 筋 ブ ロ ッ ク 平 屋 建	S 5 0 . 7	集会場 調理室 談話室	◦ 老若男女の全住民が何らかの公民館の専門組織に参加し、その活動は地区ぐるみに発展し、幅広いコミュニティづくりを行っている。
木 造 平 屋 建	S 4 9 . 1 0 改 築	送放器具一式 祭だん一式 調理器具一式 幻灯機	◦ 各種グループの自主活動が盛んである。 ◦ 青少年の健全育成、体育レクリエーション活動が熱心で、他地区のモデル館として大きな期待を集めている。

## 大会役員一覧

役員名	所属・職名	氏名	役員名	所属・職名	氏名
名誉会長	福岡県教育委員会 教育長	浦山 太郎	大会準備・実行 委員会委員	大野城市教育委員会 社会教育課長	井原 信一
大会会長	福岡県公民館 連合会会長	鎌水 速太	〃	大野城市 中央公民館長	岡崎 隆三
大会副会長	〃 副会長	坂田 亀次郎	〃	志摩町中央公民館長	山北 正義
〃	〃 副会長	中尾 莊兵衛	〃	古賀町教育委員会 社会教育主事	松下 正信
大会準備委員 会委員長	太宰府町教育委員会 教育長	陶山 直次郎	〃	宗像町中央公民館長	盛永 邦夫
大会実行委員 会委員長	那珂川町 中央公民館長	吉浦 歳雄	〃	福岡県教育庁福岡出 張所社会教育係長	白水 理紀之助
大会準備・実行 委員会委員	太宰府町教育委員会 社会教育課長	木本 茂	〃	福岡県教育庁糸島出 張所社会教育係長	谷口 真
〃	〃 社会教育係長	本田 健善	〃	福岡県教育庁粕屋出 張所社会教育係長	中野 清秀
〃	福岡市教育委員会 社会教育係長	藤木 尚	〃	福岡県教育庁宗像出 張所社会教育係長	熊谷 和美
〃	〃 東花畑公民館長	武田 英夫	事務局	事務局 局長	高木 康生
〃	筑紫野市教育委員会 社会教育課長	武藤 久雄	〃	事務局 参事	今掛 盛良
〃	筑紫野市 中央公民館長	加藤 寿彦	〃	〃	藤井 和
〃	筑紫野市教育委員会 社会教育主事	高田 好親	〃	〃	末武 良三
〃	春日市教育委員会 社会教育課長	西田 譲	〃	〃	小川 浩一郎
〃	春日市中央公民館長	亀井 勇	〃	〃	小野 敏弘
〃	春日市教育委員会 社会教育主事	猿渡 烝	〃	事務局 職員	細野 三津子



# 分科会事例発表要旨

# 第 1 分科会 行 財 政

**討議の視点** 公民館施設の整備充実と職員体制の確立  
**助言者** 八女市助役 平島 忠太郎  
**司会者** 北九州市熊西公民館長 小森 政司  
           稲築町教育委員会社会教育主事 久家 貞美  
**記録者** 福岡市東市民センター社会教育主事補 佐藤 靖典  
           福岡市教育委員会社会教育主事 山田 舜造  
**会場責任者** 太宰府町教育委員会社会教育課長 木本 茂

## 大川市における公民館行財政の現状と課題

大川市教育委員会社会教育主事 吉田 啓二

### 1. 大川市の概況

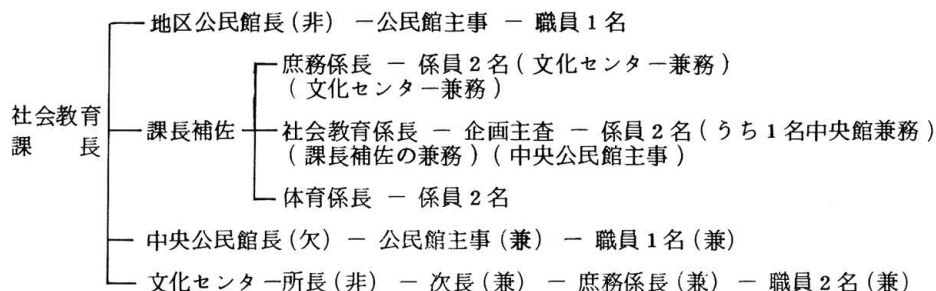
- |  |   |
|--|---|
| (1) 市制施行 昭和29年4月1日(1町5ヶ村)              | 家具販売業 (1,300店～<br>従業員 6,000人)                   |
| (2) 人口 51,400人(世帯数12,200戸)             | 農業 (2,700戸～                                     |
| (3) 面積 33.49km <sup>2</sup> (行政区～6校区)  | 従事者 14,000人)                                    |
| (4) 主要産業構造 木工業 (1,500社～従業員<br>12,800人) | 以上のような地域環境で、田園に囲まれた筑<br>後川河口流域の「みどりの軽工業小都市」である。 |

### 2. 本市社会教育関係行政の現状

- (1) 公民館の組織配置 (公民館配置状況と職員体制)

館区分	職員配置			活動対象規模	参考事項			
	公民館長	公民館主事	事務員		地区館名	施設規模	類似館数	備考
地区公民館	人	人			大川	468 m <sup>2</sup>	14(19区)	職訓所転用 役場庁舎 改造 S52. 新築 S44. 新築 役場庁舎転用 中学校舎転用
	各1 (非)	各1 (常)	各1人 (常～女子)	各当該 校区	三又	269	7	
					木室	533	18	
					田口	337	10	
					川口	375	12	
					大野島	626	12	
中央公民館	1 (非～現在) 欠	1 (常～兼任)	1 (常～兼任)	全市		1,566 m <sup>2</sup> (大ホール 楽室等除く)		文化センター 共用 S49. 4. 1 充足

(2) 社会教育行政・社会教育施設機関等職員機構



3. 本市社会教育関係財政及び事業活動

(1) 市費、教育費の中に占める公民館費の予算状況

( S 5 3 年度 単位：千円 )

費 目	予算額	(A) との対比	(B) との対比	(C) との対比	備 考
市 費 (A)	6,561,950	100 %			
教 育 費 (B)	946,701	14.42	100 %		
社会教育費 (C)	109,267	1.66	11.54	100 %	
公 民 館 費	9,962	0.15	1.05	90.87	9,962,000円—中央 413,000円=
社会教育施設費	1,864		0.19	1.70	公民館施設対象
保 健 体 育 費	3,484		0.36	3.18	全市的事業及び校区事業

(2) 社会教育所管事業と予算

1、社会教育課所掌事業と関係予算額

( 単位：円 )

事 業 区 分	市費予算額	備 考
社会教育関係団体幹部育成研修	467,000	関係団体共催
社会教育関係役員研修	64,000	
少年、青年、婦人、高齢者、各教育事業 ( 全市的事業 )	686,000	・子供のつどい ・青年のつどい ・青年国内研修 ・婦人教育研究集会 ・高齢者教育研修
町内公民館役員研修	21,000	
母と子の読書活動推進事業	50,000	学校図書館協議会提携い
社会同和教育研修事業	122,000	
成 人 式 事 業	562,000	
文化財保護育成	1,950,000	
視聴覚教育関係	162,000	
社会体育事業 ( 全市対象 )	1,538,000	・各種研修 ・体育スポーツ行事

ロ、文化振興事業（文化センター所掌事業）

事業区分	市費予算額	備考
文化自主事業費	2,000,000	
文化教室 { 婦人文化教室 民謡教室 書道教室 水墨画教室	(経費は受講生の自己負担)	中央公民館との提携事業 <受講生自主運営>

ハ、公民館事業と関係予算

(単位：円)

事業区分	事業名	事業実施機関	事業数	1単位事業費	対象事業費合計額	備考
国開 ・ 県設 補助 事業 学級業	青年教室	中央館	1教室	100,000	100,000	
	乳幼児学級	地区館	3学級	100,000	300,000	地区館
	家庭教育学級	”	3 ”	100,000	300,000	各1学級あて
	婦人学級	”	6	100,000	600,000	地区館 各1学級あて
	小計		13		1,300,000	
市費 単 独 事業	学級・講座	地区館	6館	50,000	300,000	・青年学級 ・高齢者学級 ・成人講座
		中央館	1		93,000	
	校区文化祭	地区館	6	10,000	60,000	
	小計				453,000	
一般事業費合計					1,753,000	
校事 区 社 会 体 育 業	校区スポーツ教室	地区館	6	5,000	30,000	
	校区体育祭	”	6	平均 54,000	324,000	
	計				354,000	
事業費総計					2,107,000	2,107,000円 - (中央 193,000円) ÷ 6 = 1館平均 319,000円

(3) 公民館設備費

(単位：円)

区 分	対象公民館	対象館数	単位予算	総 額	備 考
一般備品購入費	地区館	6	90,000	540,000	
	中央館	1		40,000	
図書購入費	中央館	1		180,000	S49～700,000 S50～400,000 S51以降～180,000
計				760,000	

4. 公民館の置かれた現状と今後の課題

(1) 概要（公民館の配置経過）

本市公民館の配置は、昭和29年4月市制施行時の地区（1町5ヶ村）にそのまま、公立公民館を併列配置。したがって、公民館事業活動の地区別特性と地域末端までの浸透効果、そしてきめ細かな具体活動の展開などの利便性（或いは効率性）をみることができた。

しかし、一方、市制施行前の地区意識がそれぞれの地域住民の生活体質の中に温存されたまま、時には公民館の地区制がそれを助長する結果を招く弊害も随所に見受けられた。

また公民館の行政機構上の問題として、公民館が市長部局の一部事務を兼任しているため、公民館主事など常勤職員の置かれた立場が、完全な公民館職員意識（専門意識）への到達を妨げ、毎月の納税事務従事等のため、公民館事業の実施プログラムに支障をきたす面も少なくない。

このような欠陥を補うためもあって、全市民的な事業活動の推進をめざした中央公民館（兼文化センター）の設置を昭和49年4月にみたが、地区館との調整その他諸々の都合で公民館としての制度的な整備（公民館長、運営審議会等の設置）をみないまま、今日に至っている。

(2) 行政上の課題

イ、前述のように、目下急務の問題として、中央公民館の制度上の確立（人的組織の完備）が望まれる。

それを踏まえて、地区館と中央館との連絡調整の相互機能を円滑に進めていくことによって、公民館としての総合推進の実効の高まりが期待される。

ロ、現在までの、常勤の公民館職員に課せられている市長部局事務の一部兼任制を解くことは、公民館事業活動の振興上、不可欠の要件である。

やはり、公民館職員が、純粹に公民館職員として業務に専念できる体制を整えない限り、本市公民館の事業振興は今後なお多難と云えよう。

(3) 財政上の課題

中央公民館をも含め、7館の公立公民館の配置は、どうしても予算分配上（1館あたりの予算）の希薄化が生じがちである。

それでなくても、地方自治体財政の窮迫状況下にあつて、社会教育費は市費の「しわ寄せ」を絶えず受けがちで、公民館事業費の占める割合が、国県補助事業による学級費の枠から広がりを持ち得ない現状では、今後ますます都市化し、進展多様化する地域社会に、

公民館がどれほど対応していけるか、地域世論を背景とした公民館財政の拡大と、財政の需要高率化をはかるための事業方策の再検討  
ー 新しい角度からの活動プログラムの編成工夫を迫られている現状である。

## 5. むすび

戦後の荒廃期の社会の建設、生活の民主化に大きな役割を果たしてきた公民館が、その後の経済成長社会、そして、現在の経済低迷期と、今日までの30年間、揺れ動く日本の社会とともに、公民館の活動視点もまたその流れ（社会のニーズ）に応じてさまざまな変革の軌跡を画いてきた。

とくに地方行政のマスタープランや都市づくりの総合行政の中での公民館の位置づけということが近年とみに考えられている焦点的課題と云えよう。

本市においては、今年4月より、社会教育施設の「ひとつ」として「コミュニティ、センター」が新設されたが、これは公民館の活動機能として本来的に有していなければならない「地域コミュニティ」の推進、（公民館事業、経営

を通して大きな広がりを持たねばならない「コミュニティづくり」への期待が、「学級」の開設実施や校区社会体育の一部事業にとどまっていることから、現在の公民館では、地域社会を変革する能力や、「住みよいまちづくり」への推進力たり得ないのではないかという、市行政首脳部の現状の公民館に対する悲観的考察に立脚した「地域コミュニティ」構想化と受けとめなければならないようである。

このことは、公民館に関わる者の大きく反省しなければならない問題であり、今後、地域社会（その住民）への役割効果を高めていくために進む公民館事業活動のあり方や展開プログラムの設定計画等を洗い直して公民館の存在意義を高めていくことが、ひとつの課せられた使命であろうと思う。

変動する社会の中であって、公民館が現状維持のまま手をこまねいていたら、地方総合行政の中で、いつ「公民館切り捨て」の方向へ地すべりしてしまうという、きびしい状況であることを痛感する。

# 公民館施設の整備充実と職員体制の確立

春日市教育委員会社会教育係長 城田正博

## 1. 春日市の概況と社会教育環境

春日市は政令都市福岡市の南部に隣接した東西4Km、南北5.3Km、14.26km<sup>2</sup>、昭和53年6月1日現在の人口60,901人で、典型的な大都市の衛星都市である。

福岡市の南進により第2次大戦後急速に発展し、福岡県一の人口過密都市でもあり、その性

格は住宅都市で、しかも自衛隊と支店都市福岡の住宅地であるので、4月の異動時期には市全体が転勤の洗礼を受けるのをはじめ、非常に移動の激しい都市である。次表の人口動態から6万都市でこのような例は全国的にもまれである。

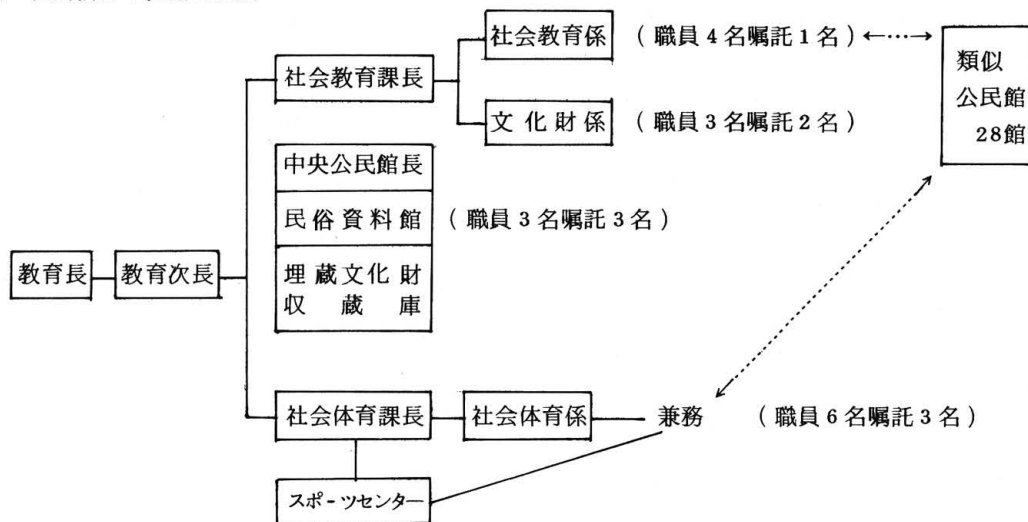
## 春日市の自然動態と社会動態

区 分	動 態	自 然 動 態			社 会 動 態		
	増 減 数	増 減 数	出 生	死 亡	増 減 数	転 入	転 出
昭和 50 年	2,704	965	1,125	160	1,739	9,380	7,641
51 年	2,473	914	1,079	165	1,559	13,705	12,146
52 年	2,037	917	1,173	202	1,066	20,584	19,518

このように、定着性がない人々が居住する反面、自家を建築し永住する人も多く、そのなかには、地域連帯、ふるさとづくりを志している人も多い。

このような状態のなかで春日市の社会教育は試行錯誤をくり返しながらも、施設と組織を中心に進められてきた。

### 2. 社会教育の組織と施設



### 3. 中央公民館

春日市中央公民館は昭和42年3月31日に建設、同4月21日に開館した。

敷地面積 4,089 m<sup>2</sup>、建築面積 608 m<sup>2</sup>鉄筋コンクリート造2階建、建設費総額 36,276,000 円、その後、昭和52年に図書室を増築、現在建築面積は 780 m<sup>2</sup>となっている。

建築当時は先進的施設であったが、その後社会教育諸条件、環境の進展のため、現在ではや

や小規模な感がある。というのも公民館学習を中心とした社会教育諸活動需要が増大したためである。

春日市中央公民館次の社会教育の基本方針をかかげこれを推進するため、充分とはいえないが、次の職員態勢をひいている。

#### ○基本方針

1. 事業の充実強化と多数への触発  
(意欲の喚起、啓発、拡大)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>2. 集める学級から集まる学級へ<br/>(自主性のかん養)</li> <li>3. 内容の深化と専門化<br/>(指導者養成への指向)</li> </ul> |
|--|

○職員態勢

館長(常勤嘱託)公民館主事2名

図書司書1名、社会教育指導員(非常勤嘱託)  
2名、用務員1名

これらの職員により、主催事業、学級、図書活動の実施、諸自主グループ、社会教育関係団体の指導助言等をおこなっており、春日市社会教育の中核をなしている。

※活動内容は省略(別途資料)

4. 町内(類似)公民館

春日市は市の行政組織として28地区に分割、諸連絡調整を行っているが、各地区はそれぞれ自治組織を結成しており、その各地区に町内公民館がある(そのうち無施設館は3館)。地区自体に大小があり、施設の規模も33㎡から500㎡まで種々ある。各町内公民館は春日市町内公民館連絡協議会を約10年前に結成し、毎月1回の定例館長会と臨時の各部長会を召集し、相互の連絡調整、町内公民館の基本方針、具体的方針、市の事業への協力等の協議をおこ

なっており、社会教育の先兵として地域の先端への浸透をはかっている。

○昭和53年度春日市町内公民館連絡協議会基本方針

1. 町内公民館の組織を確立し、活動の充実化をはかる。
2. 地域の連帯感を強化するため広報活動を充実させる。
3. 地域における他の社会教育関係団体との連帯を密にし、地域活動を活発にする。

○具体的方針

1. 小集団活動を育成する。

視点 (1) 地域社会教育水準の向上

(2) 役員の養成

(3) 指導者の発掘

5. 今後の課題

さきに述べたとおり中央公民館施設が狭いので、文化ホールと併設した文化センターとして、機能を拡大し大規模中央公民館の建設を計画中であり、又類似公民館についても公立公民館を併設し、規模を拡大することを計画中であるが、春日市は市域が狭く利用が高密度であるため施設用地取得が困難であることが財政的問題とともに主な障害となっている。



## 第2分科会 青少年教育

討議の視点	魅力ある青少年のための事業の企画とその展開		
助言者	県立英彦山青年の家所長	川原	黎治
司会者	行橋市教育委員会社会教育課長	山中	募
	古賀町中央公民館長	八尋	七郎
記録者	福岡市教育委員会社会教育係長	藤木	尚
	福岡市南市民センター主事	下山	正則
会場責任者	春日市中央公民館館長	亀井	勇

## 飯塚市の青年教育の現状

飯塚市教育委員会社会教育主事 窪山邦彦

### 1. 飯塚市の概況

本市は福岡県のはば中央に位置し、国鉄筑豊本線が南北に走り、国道200号線、201号線が交差した交通の要所である。

三方を山に囲まれた嘉穂盆地の北部にあって、遠賀川と穂波川の合流点を中心に市街地を形成している。

昭和46年12月「飯塚市総合計画基本構想」が定められ、その中で、飯塚市が過去の石炭産業中心の経済社会から脱皮し、整備された産業基盤、生活基盤の上に築く、産業と生活が調和した豊かな住みよい都市の実現を目的としている。

本市の人口（昭和52年12月31日現在）78,915人、内男37,650人、女41,265人。18才～26才までの人口10,990人、他市町村居住者で飯塚市で就業、通学者数は昭和50年国勢調査、就業者13,444人、通学者4,840人で多くは嘉穂郡居住者である。また本市居住者で他市町村で就業、通学者は、就業者6,036人、通学者1,130人でその多く

は福岡市、北九州市に流出している。

### 2. 社会教育職員体制

別表参照

### 3. 53年度の事業計画とその展開（青年関係）

#### (1) 仲間づくり推進事業

- 青年指導者養成講座
- レクリエーション大会
- 青年キャンプ大会
- 働らく青年の集い

#### (2) 青年学級

必須科目 一般教養  
(スポーツ)

選択科目 料理、書道、ペン字、茶道  
(写真、陶芸、フラワーデザイン)

#### (3) 成人式

8公民館（地区）で実施

#### (4) 補助事業

- 飯塚市青年の船事業補助
- 青年団体活動補助
- 県青年の船乗船者補助
- 九州青年の船乗船者補助

○嘉飯山地区勤労青少年のつどい事業補助

#### 4. 飯塚市における青年活動の現状

本市における青年団体、サークルは次のとおりである。（別表参照）

この団体の中で52年度に事業実施したものを2団体紹介すると次のとおりである。

##### 飯塚青少年団体連絡協議会

- 5月22日 球技大会
- 6月6日 ロータリークラブとの懇談会
- 9月4日 運動会、参加250名
- 9月28日 ロータリークラブとの懇談会
- 10月1～6日 活動写真展（西鉄バスセンター3階）
- 11月13日 筑豊子ども祭、協力
- 12月12日 市長との懇談会
- 12月17日 慈善ダンスパーティ
- 12月18日 協同募金協力
- 2月26日 駅伝大会 18チーム参加
- 3月12日 社会教育関係団体交流会参加（月1回定例会）

##### 鎮西青年会（地域青年団体 7支部）

- 4月 総会、支部活動、定例会月1回
- 5月 会員募集期間
- 6月 支部活動（田植期間）
- 7月 青年祭、子ども会キャンプ協力
- 8月 支部活動
- 9月 バスハイク（阿蘇山）
- 10月 支部活動（稲刈り）
- 11月 支部活動
- 12月 クリスマスパティ、もちつき大会（親子含）
- 1月 成人式（共催）
- 2月 支部活動
- 3月 公民館祭、参加協力

青少年団体連絡協議会は、目的青年団体で組織し、相互の連絡提携をはかることを目的とし、各参加団体はそれぞれの目的にそって、日常活動をしている。連絡協議会では上記のような行事を実施し、仲間づくりを推進している。

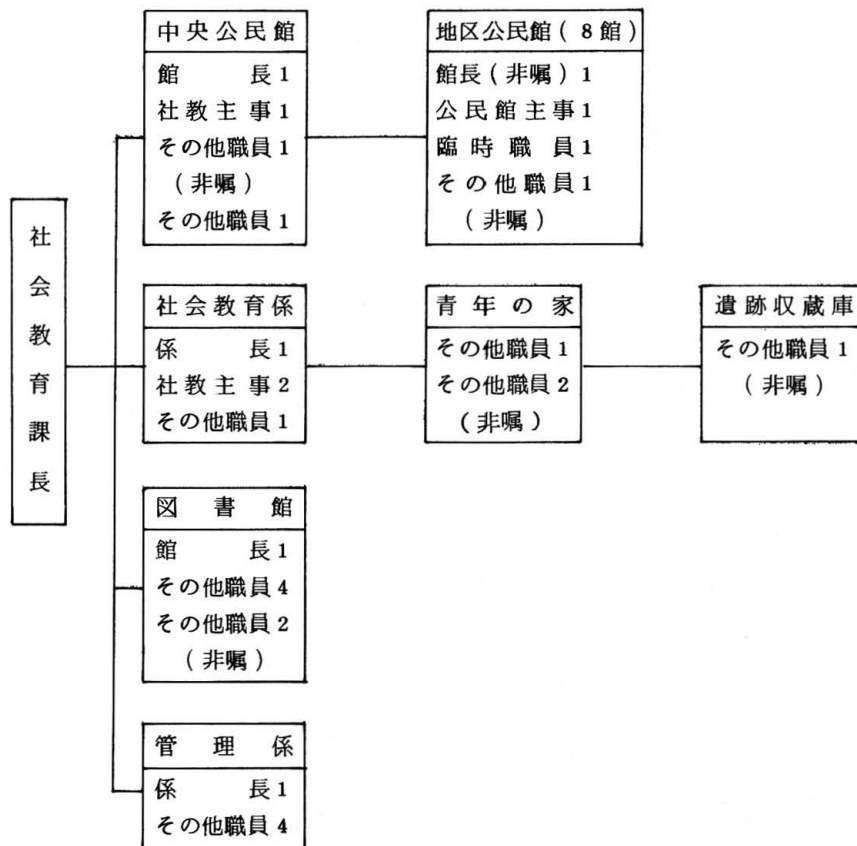
52年度は第1回飯塚市青年の船を自主運航、136名の仲間づくりを実施し、今年も5月に第2回目の青年の船を前回同様実施した。

鎮西青年会は鎮西地区に在在する青年で組織する地域青年団体で、これの指導は鎮西公民館でしている。この地区は昭和40年頃まで青年団活動が活発であったが、その後衰退していたものを49年に鎮西青年会として再発足し、今日に至っている。特に7月に実施している青年祭は地域の子どもから老人までを対象に夏の一夜を楽しく過ぎさせる祭として地域住民からも要望され定着した青年の自主行事である。昨年は1,100名の参加があった。

#### 5. 今後の課題

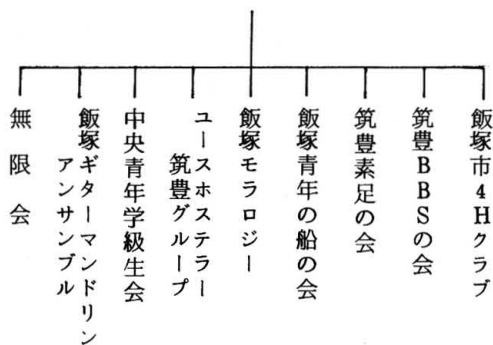
地域青年団体も徐々にではあるが活発になりつつある。本市では公立地区公民館を中学校区に1館設置しているが、まだ地域青年団体の組織のないところが多い。また、公民館事業の実施に青年の参加が非常に少ない。この点を今後どう取り組むか。市全体的には、青年の団体、サークルの数は年々増加し、活動も活発に行なっている。これを社会教育公民館活動及び事業とどう結びつけていくか、また、どう指導し育成していくか。更に社教職員と青年とのかかわりをどう進めていくかなど、社会教育を推進していく場合担当職員の考え方や、その団体とのかかわりで大きな差があるように思える。

(別表1)

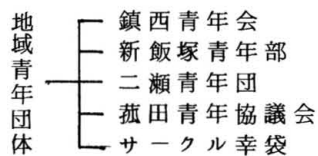
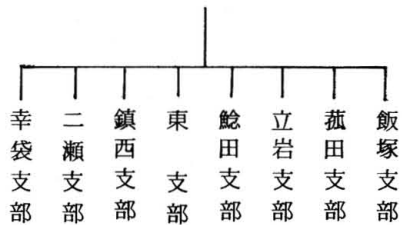


(別表2)

飯塚青少年団体連絡協議会



飯塚市青年の船の会



# 子ども会の現状と取り組みの経過

宗像町教育委員会社会教育主事補 日野 砂 男

## 1. 宗像の概要

宗像町は昭和29年4月に2町3村合併、当時の人口は約21,000人(世帯数約3,700戸)であったのに対し、昭和53年4月現在では人口約51,000人(世帯数約14,000戸)と急激な人口の伸びを示しています。

理由として

- (1) 北九州、福岡の両政令都市のほぼ中間に位置していること
- (2) 昭和36年の国鉄の電化による通勤時間の

短縮と増車で両都市の住宅地としての開発が進んだこと。

- (3) 教育大学・東海大学の両大学の進出により教育都市として発展してきたこと。などがあげられます。

## 2. 子どもを取りまく環境

- (1) 都市化現象による社会環境の全体的な悪化
- (2) 家庭教育の弱体化
- (3) 受験体制化の競争教育の激化

## 3. 子ども会の現状と問題点

単位組織数	20人以下	20人～49人	50人～99人	100人～149人	150人以上	計
	11	29	30	9	6	85
会員数	小学生		中学生			計
	4,723人		311人			5,034人

### (1) 子ども会

- 単位子ども会の会員数の増大
- 活動が単発的な行事活動である。
- 活動に子ども自身の創意工夫がみられない。

### (2) 育成会

- 組織化が不十分
- 意識が希薄

### (3) 指導者

- 任期が1～2年と短い。
- 指導者に婦人層が多い
- 指導者の開発

## 4. 町の取り組み

### (1) 調査・啓蒙

- 子ども会実態調査

- 町広報紙

### (2) 指導者養成

- 指導者研修会
- レクリエーション指導者養成
- ジュニアリーダー研修会

### (3) 体育・文化

- ソフトボール
- 駅伝
- 子ども文庫
- 少年少女合唱団

### (4) 環境浄化

- 白ポスト設置
- 水難防止立て看板設置

## 5. 今後の課題

子ども会は、会員の要求を生かした活動計画をもとに子どもの手によって自主的に運営されなければならないものであり、地域住民と行政の後だてによって伸びていくものと思います。

行政は行政としての役割を明確にとらえ、子ども会が自主的に活動をすすめていく上での必要な条件整備の援助を行わなければならない。

#### 6. おわりに

今日の急激な社会構造の変化は、青少年の意

識や生活、行動にまで影響を及ぼし、青少年の非行化が社会問題となるたびに、その要因として取りあげられています。

このような社会情勢の中で、青少年の健全育成活動は極めて困難性をおびていますが、家庭・学校・地域がそれぞれの立場で、また責務として推進していかなければならないことを最後に申し添えます。

## 第3分科会 高齢者教育

討議の視点	高齢者の学習機会の充実とその振興策		
助言者	元北九州市八幡東中央公民館館長	小野隆雄	
司会者	甘木市中央公民館館長	西川甚吾	
	苅田町教育委員会社会教育主事	野中五郎	
記録者	志摩町中央公民館館長	山北正義	
	二丈町教育委員会社会教育主事	鬼島利隆	
会場責任者	筑紫野市中央公民館館長	加藤寿彦	

### 高齢者教育 高の宮学園

福岡市西高宮公民館館長 福嶋謙次

#### 1. 名称 学び合う高の宮学園 という

公募の結果地名の伝説をもとに、之を愛称として名付けたものである。

#### 2. 設置の根拠

- (1) 社会教育に関する法令、老人福祉法の本質に基づき、生涯教育の一環として実施するものである。
- (2) 高齢化社会到来必至の現況における老人対策の一領域として強く要望される教育である。
- (3) 校区住民の実態や、毎年実施するアンケート調査により、強い校区民の要望を満たすための公民館活動の一領域である。

#### 3. 実施の方針

- (1) 学ばせられる立場でなく、皆んなで学び合う高の宮学園でなくてはならぬ。
- (2) 各自持っている能力を出し合う高の宮学園でなくてはならぬ。
- (3) 与えられる立場から、皆んなで与え合う立場に立つ高の宮学園でなくてはならぬ。
- (4) 愛と親和の精神をもって協力し合う高の宮学園でなくてはならぬ。

これを要するに受動的立場から、自ら進んで能動的立場に立ち、社会活動に積極参加し、常に笑いと明るさに満ちた高の宮学園であらねばならぬ。

#### 4. 学習計画作成の留意事項

- (1) 学習意欲を高めるため魅力あるプログラムであらねばならぬ。
- (2) 複雑化してゆく現代社会に対応してゆくに必要な教養でなくてはならぬ。
- (3) 健康生活が定着するよう配慮されたものでなくてはならぬ。
- (4) 多くの老人の要望を満たすよう配慮されたものでなくてはならぬ。
- (5) 豊かな趣味や個性を伸長し、日常生活にうるおいを与えるよう配慮すべきである。  
これを要するに老人の日常生活に、うるおいと生き甲斐と希望をもたせ、積極的な社会参加に役立つよう配慮されねばならぬ。

#### 5. 運営上の基本的要領

老人通有の甘え、人まかせ、自己劣等視、或は消極的態度を排除し、積極的に学習参加が出

来るように。

(2) (3)の実施方針に基き討論方式を多く取り入

(1) 自治的自律的な運営をすることが望ましい。 れることが望ましい。

## 6. 53年度実施計画

(1) 次の要項により会員募集を行う

期 間	定 員	対 象 者	会 場	費 用	募 集 期 間
5月－12月	60名	65才以上 男女を問わず	西高宮公民館	不用 国庫補助	3月－4月

申込書を添え、全戸配布、趣意書学習計画公民館報による。

(但、自治会費として年間およそ700円を必要とする)

(2) 学習計画表

・教養コース (全 員)

・選択コース (必ず何れかを選択すること)

(A) 俳句コース (但し2コース共履修することが出来る)

(B) 家庭菜園コース

教養コース学習計画表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	11月
1 回	開講式 オリエンテ ーション 楽しく歌 いあいま しょう	討論会 1. ボランテ ィア-活動 を考えよ う 2. 人間の 幸福と は	健康管理(2) 体力測定	社会問題(1) 老人福祉 を考えよ う	討論会 趣味と私 楽しく歌 う	社会問題(2) 子供の教 育を考え よう	文化 万葉の歴 史を尋ね よう(1)	討論会 今日の新 聞から	討論会 今日の話 題 楽しく歌 う 閉講式
2 回		健康管理(1) 毎日体操 をしよう	健康管理(3) リズム体 操 若返り法 を考えよ う	健康管理(4) 健康食を 作ろう	健康管理(5) 私の健康 法	健康管理(6) リズム体 操をおぼ えよう	文化 万葉の歴 史を尋ね よう	健康管理(7) 老人病を 考えよう	

毎月第2、4火曜日午前10時より正午までとする。

選択コース学習計画表

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
俳句コース	1	1	1	1	1	1	1	1
家庭菜園コース			1	2	2	1	1	

俳句コースは三月まで継続することがある。園芸は第3火曜日であるが内容により変更する。

俳句コースは毎月第一火曜日とする。

## 7. 運営の組織

可能な限り自治的に運営するために左の組織及び機関をもうけ、公民館職員参加のもとに円滑にして効率的運営が出来るよう実施する。

### (1) 班別組織と班長の任務

全員を6班に編成し班長をおく、班長は凡そ次の任務をもつ。

出席確認、出席督励、班の統括とグループ討議の司会及び会場作り後始末等輪番の業務を行う。

### (2) 開設準備委員会(1月-3月)3-4回

次年度参加希望者中より凡そ10名を依頼し、開設に至るまでの一切の実施計画を立案する。

### (3) 運営委員会(4月-12月)6回

班長、世話人等より凡そ10名を依頼し、委員長のもとに、自主的運営の方法の検討と

その実践に当る。

### (4) 自治組織

運営委員会の組織下に会計其の他の事務分掌を行う。

## 8. その他の留意事項

「高の宮学園のあゆみ」の編集

俳句集の編集 学習ノートの作成(個人)

愛唱歌集の編集 学習日誌

## 9. 評価と反省

地域社会と高の宮学園との結びつき

(1) 仲間作りが出来て人間関係が広く且つ、深まり、地域意識、社会連帯感が徐々に強くなりつつある。

(2) 全員老人クラブに参加し、老人クラブ活動が活発化しつつある。

(3) 団体諸活動、サークル活動、その他の諸活動に老人の積極参加が著しくなって来た。

# 高齢者栄養教室について

遠賀町教育委員会社会教育主事 井口 一 美

## 1. 主な経過

現在、全国的に高齢者に生きがいとまた豊かな老後をということで、老人大学や高齢者学級等が行なわれていますが、当遠賀町においても月1回の高齢者学級が行なわれております。午前中が一般教養コース、午後は趣味を生かした選択による「民踊」、「書道」、「園芸」、「生花」、「陶芸」、「ゲートボール」の6コースがあります。

昭和52年度は特に健康問題を取りあげ、一般教養コースで「私たちのからだ」について学習しました。ただ講師から必要な知識を得ることだけでなく、これを実践にうつそうとまず遠賀保健所と遠賀町食生活推進会の協力を得て、

老人検診と食べもの診断実態調査を実施しました。

老人検診結果表

(血圧・第1図) (検尿・貧血・第2図)

老人たべもの診断実態調査結果

(1) たべもの摂取内容 (第3図)

(2) 3回の食事中心何回緑黄野菜を食べたか (第4図)

(3) 味覚テスト(食塩水0.6~1.4%液) (第5図)

以上が結果で、①ビタミンAの不足、②カルシウムの不足、③植物油の不足、④塩分の取り過ぎがみられ、また遠賀保健所の調べでは、遠賀町は郡内の他町に比べて成人病による死亡者



の割合が非常に高いこともわかりました。

このことにより、健康は正しい食生活から、何をどれだけ、どのように食べたらよいかと基礎学習を計画し、老人クラブ連合会と協議して、年度の中途でしたが高齢者の栄養教室を開設する運びになりました。

## 2. 開設について

老人クラブ連合会を通じ学級生を中心に60才以上の男・女を対象に募集

- (1) 開設回数 12回
- (2) 期 日 12月23日～3月24日  
毎週金曜日
- (3) 学習時間 3時間  
9時30分～10時30分 講義  
10時30分～12時30分 実習
- (4) 定 員 36人（調理台6台）  
1班6人で6班編成  
各班に会計係1、出席係1、

記録係1、整理係3

- (5) 材料購入 当番を決め前日にそろえる  
材料費1回平均250円

## 3. 学習内容について（第6図）

### 4. 感想及び問題点について

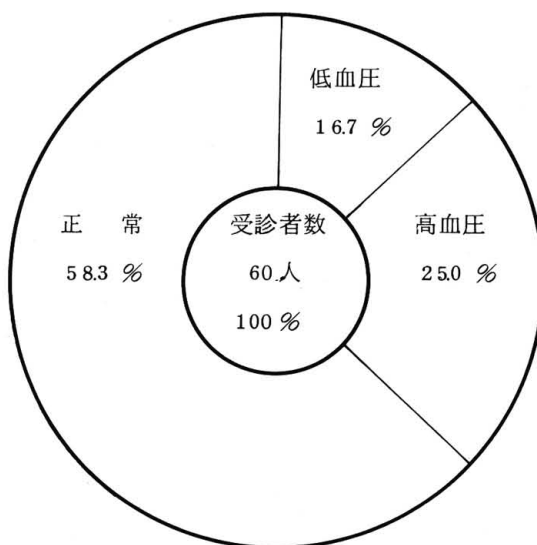
- (1) 1群（緑黄野菜）、5群（牛乳、乳製品）、6群（油脂類）の不足がはっきりした。
- (2) 朝昼食の不十分さが目立つ
- (3) 年代に応じた食事の配慮を考える
- (4) 緑黄野菜の摂取が少ない。

### 5. 食生活の改善事項について

- (1) 毎食6つの基礎食品を組合せる工夫をすること。
- (2) 緑黄野菜の自家栽培の普及推進をすること
- (3) 緑黄野菜及び油脂乳製品の料理講習会を行わない料理の工夫推進をはかること
- (4) 今後継続的に反復調査をして見ること。

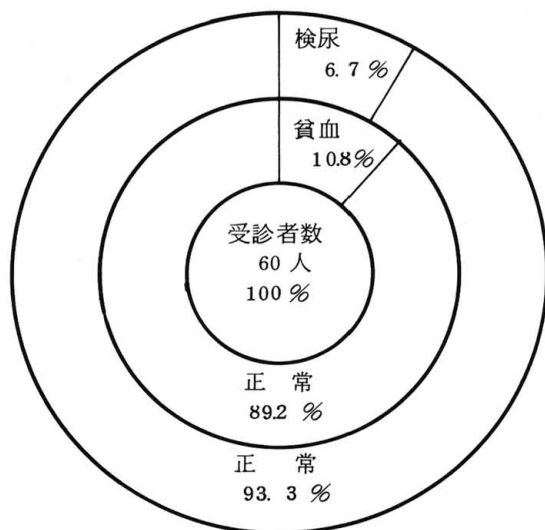
第1図

血圧に異常を認めたもの



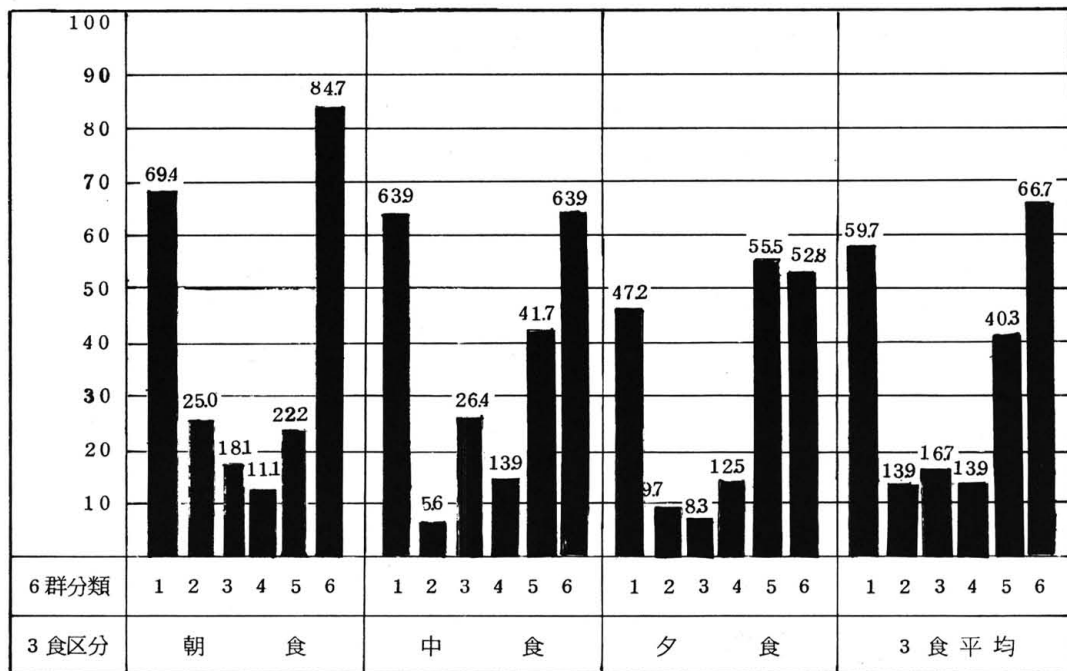
第 2 図

貧血・検尿に異常を認めたもの



第 3 図

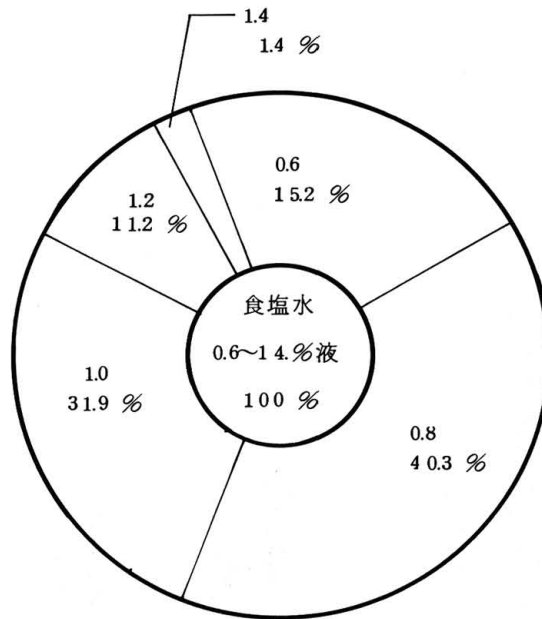
たべもの摂取内容（食品 6 群中摂取していないものの数）



第4図 3回の食事中何回録黄野菜を食べたか(食べていない者の占める割合)

回数	男 (14人)		女 (58人)		計 (72人)	
3	3人	21.4%	1人	1.7%	4人	5.5%
2	1	7.1	19	32.8	20	27.8
1	6	42.9	21	36.2	27	37.5
0	4	28.6	17	29.3	21	29.2
計	14	100.0	58	100.0	72	100.0

第5図 味覚テスト 対象者数72人 男14人 女58人



第6図

学習内容

回	学 習 課 題	主 な 学 習 内 容
1	正しい食生活のすすめ	健康をつくる三つの柱 運動・栄養・休養
2	たべものはたらき	栄養素はどんな働きをするか
3	たべものはたらき	こんなときにはこんな食品を
4	たべもののとり方	栄養素による食品のわけ方 六つの基礎食品
5	たべもののゆくえ	消化と吸収について
6	年代に応じたたべもののとり方	家族の栄養のとり方について
7	バランスのとれた食事	毎食ごとにバランスを 身につけたい食事の習慣
8	バランスのとれた食事	昼食を考える 外食にこんな工夫を
9	私達の食生活の姿	まだ問題がある食生活
10	私達の食生活の姿	私の栄養診断
11	たべものの衛生	たべものの安全性について 食中毒の予防・食品の選び方 冷蔵庫内の食品の整理法
12	栄養改善について	これからの食生活を考えよう

## 第4分科会 成人教育

討議の視点	一般成人層の学習参加を促進する公民館活動のあり方		
助言者	九州大学助教授	諸岡和房	
司会者	大牟田市中央公民館主査	高口道之	
	赤池町教育委員会社会教育係長	太田傳	
記録者	県教育庁糸島出張所社会教育係長	谷口真	
	前原町波多江公民館館長	砥上徹	
会場責任者	大野城市教育委員会社会教育課長	井原信一	

### 直方市中央公民館ナイトスクールについて

直方市中央公民館館長 福田勝久

#### 1. 直方市の概要

- (1) 東連寺藩の城下町－黒田藩の支藩である東連寺藩が約100年間続いた。
- (2) 石炭産業隆盛時の筑豊の中心－炭鉱機械機具の製造修理の鉄工業、石炭輸送の鉄道炭鉱地域への物品供給の卸売業の町として繁栄。
- (3) 将来の目標－「工業を中心とする生産の町」「筑豊の玄関口としての町」「緑と清浄な大気に恵まれた町」この3本の柱をもとに発展を目指す。
- (4) 筑豊電鉄、国道200号バイパス等の交通網の完成により北九州市のベッドタウンとして新日鉄団地、頓野団地等の住宅団地ができ新しい住民意識－地域活動、学習活動に積極的に取り組む一の胎動が見られてきた。
- (5) 市制施行 昭和6年1月1日  
面積 61.63平方キロメートル  
人口 61,558  
男 29,438  
女 32,150  
世帯数 18,699

- (6) 社会教育関係施設－市民会館、市立図書館、市石炭記念館、市体育館、市民球場、市民プール、市相撲場、市庭球場、野外キャンプ場、オリエンテーリングコース、河川敷グラウンド、勤労青少年ホーム、勤労者いこいの村。

#### (7) 公民館の状況

中央公民館 一校区公民館 一町内公民館  
(公立) (小学校区11) (町内会に80)  
└──(類似)──┘  
中央公民館の職員5(館長1、係長1、  
社会教育主事1、主事2)  
(男4、女1)

#### 2. ナイトスクールの学習について

- (1) その発足－昭和27年5月12日に第1期を開講。当時の開設の趣旨は、「市民の実生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行い、もって市民の教養文化の向上をはかる。このために青年学級、婦人学級、その他の社会教育学級をあわせ1本化してナイトスクールを開設する」となっている。社会、電気、郷土、珠算、簿記、書道、洋裁、調理、

茶道、家庭医学、家庭教育、園芸、の12科目に674人が受講した。

- (2) 現状一昭和53年度、第27期は、5月12日開講。ねらいは、私たちの社会生活を豊かな生きがいのあるものにするための初歩的な知識と技能を学ぶとともに友だちの輪をひろげることが目的とする成人学級である」としている。

(ア) 開設期間 5月－3月

(休講は、8月1週と年末年始)

(イ) 開設曜日 毎週月曜日－木曜日

(ウ) 開設時間 19時－21時、2時間

(エ) 開設科目 作法、ペン習字、調理、洋裁、書道、華道、絵画、版画、民謡、謡曲の十科目。募集人員360人、受講人員294人。

(オ) 受講資格、直方市居住者。性別、年齢の制限なし。

(カ) 講師－27年勤続1人、26年1人、23年、などの勤続年数が長い。

(キ) 講師補佐一学級全般の指導及び受講生への助言等を行う講師補佐を1人おく。

(ク) 学習内容など

「作法科」「ペン習字科」「書道科」

「絵画科」などの講座があり、具体的な学習内容を紹介すると(例1)、(例2)のとおりである。

### 3. ナイトスクール生徒会活動について

- (1) 役員－会長1、副会長2、会計2、書記2、部長3(総務、文化、体育)

選出方法は、各科目からの3人の委員で構成する委員会で選出。役にもれた委員は、総務、文化、体育のいずれかの部に属し、活動を助ける。ほかに曜日長を4人設け、月曜日から木曜日のそれぞれの学習日の世話をしている。

- (2) 行事－52年度は、次の通り。

6月総会、7月野外キャンプ、8月市内のカーブミラー清掃、9月中央公民館清掃、役員研修会、10月運動会、11月修学旅行、12月歳末助け合いオークション、1月初日登山、スキー講習会、福智学園訪問、2月直轄一週駅伝、3月生徒作品展、成果発表、会報誌「あかね」発行、ほかに「連絡広報紙ともしび」を隔月発行。

- (3) 経費－1人1,000円。

### 4. おわりに

19歳から80歳までの老若男女がそれぞれの科目でいっしょに学習するナイトスクールは、若者たちは、先業の知識と経験を尊敬し、学ぶ、また年長者は、若者のエネルギーと行動力を尊重し、育ててゆくといった今失われつつある「敬老尊若」という精神の養成と気持の交流の場としての役割りも果たしていると考えられる。

ナイトスクールは、あくまでも初歩的知識の習得を主眼としているが、修了生の中には、ナイトスクールで習得したものを土台にさらに研さんして「県展入選」「名取り」「後進の指導」等の活動を続ける人は、数多い。修了生は、26期で8,369人に及んでいるが、目にはすることができないけれども、ナイトスクールで培われたものが直方という地域社会の中で地下水のように流れているのを感じることができる。修了生でOB会が組織され、キャンプ、運動会、駅伝等の行事に参加する者もある。

また、受講生同志の結婚、嫁に望まれた女性などほほえましい話題にもことかかない本年は、受講生の中から全国、九州、福岡県青年の船にそれぞれ1人ずつ参加したのが、新しい動きである。

(例1) 作法科 (瓜生 誠 講師 40人)

月	日	教 題	内 容
5	15 22 29	表千家茶道について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史</li> <li>・茶道の日常化</li> <li>・茶道具と個人の持物</li> </ul>
6	5 12 19 26	割り稽古	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フクサ、茶せん、茶布、柄杓の扱い</li> <li>・立居、座り方、廻り方</li> </ul>
7	3 10 17 24 31	風炉薄茶手前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然な動作</li> <li>・きまりよく、精神的意味を考える</li> <li>・用に即した美しさを出していく</li> </ul>
8	7 21 28	”	”
9	4 11 18 25	棚物使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶の飲み方、菓子の取り方</li> <li>・茶碗の拝見の仕方</li> </ul>
10	2 9 16 23 30	略手前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭での応用について</li> </ul>
11	6 13 20 27	炭点前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風炉の灰形</li> <li>・炭道具について</li> </ul>
12	4 11 18	道具の拝見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶器と茶杓</li> <li>・美術品の鑑賞</li> </ul>
1	8 22 29	中置の手前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時候に即して</li> </ul>
2	5 19 26	席入りの稽古 濃茶について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和を中心とした心のふれあい</li> <li>・茶事について</li> <li>・総合芸術としての茶道</li> </ul>
3	5 12	立礼式の点前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示発表会</li> </ul>

(例2) ペン習字科 (宮近稔 目 講師 40人)

月	日	教 題	内 容
5	15 22 29	硬筆上の基本と常識	平仮名、片仮名について
6	5 12 19 26	漢 字	① 楷書から行書まで ② 楷書と行書体の違いについて
7	3 10 17 24 31	漢字と仮名の混合調和	楷書、行書の仮名まじり文
8	7 21 28	仮名連綿体 暑中見舞の書き方	二字連綿、三字連綿について ① 漢字と仮名の混合について ② はがきの表書き
9	4 11 18 25	漢字の反復練習	楷書、行書について
10	2 9 16 23 30	横書きについて	① 横書き仮名のまとめ方の要点 ② 楷書、仮名まじり文
11	6 13 20 27	実用用語	① 手紙文と文書の書き方 ② 封筒の書き方
12	4 11 18	年賀状	① 年賀状の書き方と散らし方 ② 小筆の使い方について
1	8 22 29	俳 句 原稿用紙	趣味と実用に応じて
2	5 19 26	作品展示会 出品作成	個人教材選定の基本技
3	5 12	作品完成	作品完成、出品準備



# 公民館と婦人教育

田主丸町教育委員会社会教育課長 今村 理喜義

## 1. 本町の概要

昭和29年12月1日町村合併促進法の主旨によって、7ヶ町村が合併し、世帯数 5,100、人口 22,500 人の町である。

位置は筑後平野の中心部で、久留米市の東部18キロにあり、筑後川の中流、浮羽郡の西端で北は筑後川、南は耳納連山に囲まれて、人工造林地帯と果樹、植木、苗木、平坦地では水田耕作、植木、苗木、そさい園芸が生産され、本町の中核的産業であると同時に観光の町としても希望がもたれています。

## 2. 社会教育の概要

### (1) 社会教育の基本目標

- ① 町政の方針に基づき町民の心身ともに健康で明るい町づくりのため社会体育の振興

に努める。

- ② 教養文化を高め合理的生活と生涯教育にとりくみ各年令層に応じた学習組織を推進する。
- ③ 公民館活動を通じて、地域住民の地域連帯感の高揚と人間性の伸長を図る。
- ④ 社会教育団体の活発化をはかる。
- ⑤ 政治教育、同和教育の推進に努める。

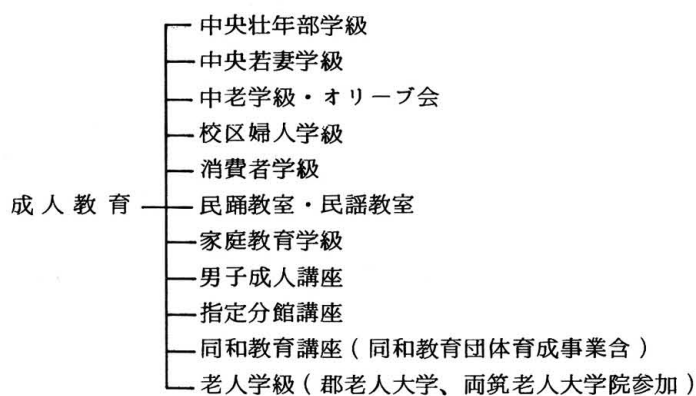
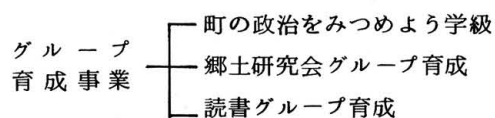
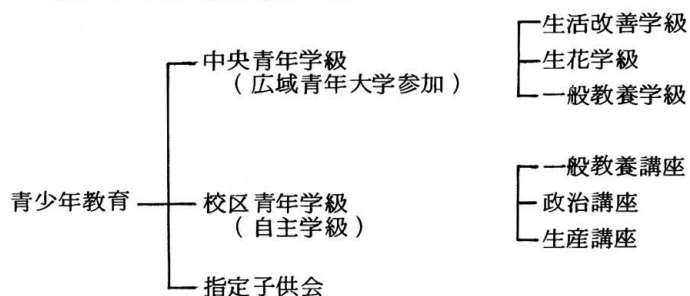
### (2) 社会教育職員体制

教育長 (中央公民館長兼務)  
 社会教育課長 (公民館主事兼務)  
 (兼社会教育主事)  
 社会教育職員 2名 (公民館主事兼任)  
 社会教育指導員 1名

### (3) 社会教育施設の現状

施設名	施設面積	設立年月日	摘 要
中央公民館	1,254 m <sup>2</sup>	48. 6. 9	
町民グラウンド	17,000 m <sup>2</sup>	52. 8.15	野球1面、テニス4面 ソフトボール1面
両筑グラウンド	12,000 m <sup>2</sup>	51. 3.31	ソフトボール1面、テニス2面
武徳館	480 m <sup>2</sup>	48. 3.31	柔道場 剣道場
類似分館	92分館 内82施設有		

### 3. 昭和53年度主たる教育事業

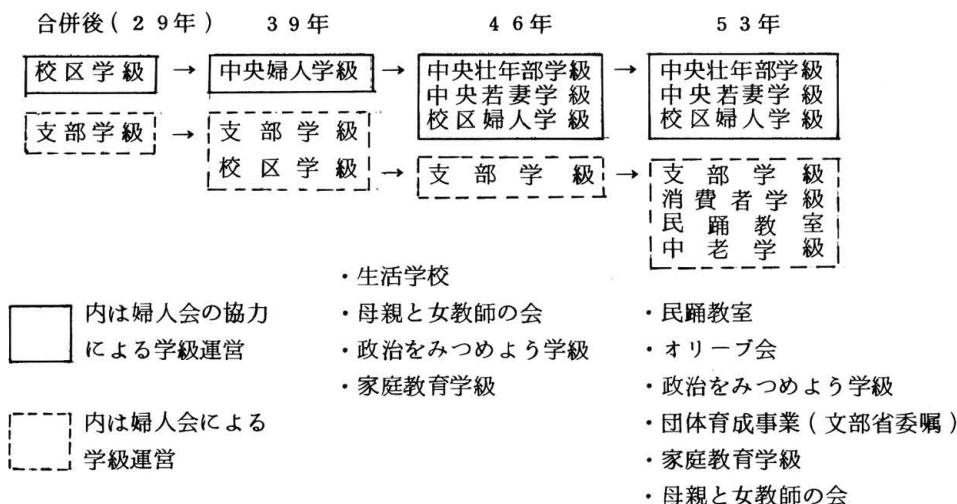


### 4. 婦人学習組織

学級名	中央壮年部学級	中央若妻学級	校区婦人学級	支部学級	消費者学級	民謡教室
学級数	1	1	7	92	1	4
学級生数	120	100	280	4,200	40	300

学級名	中老学級	家庭教育学級	政治学級	オリーブ会	民謡教室	母親と女教師の会
学級数	1	3	15	1	1	1
学級生数	60	150	281	60	50	550

### 5. 婦人を対象とした学級・講座組織の変遷



### 6. 婦人を対象とした学級・講座経費推移

年度	49年	50年	51年	52年	53年
婦人学級	350,000	444,000	544,000	544,000	600,000
家庭教育学級	180,000	180,000	180,000	300,000	300,000
母親と女教師の会	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

### 7. まちの政治をみつめよう学級開設推移

年度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
学級数	3	7	5	10	15	15	13	14	10	15	16	14	15

### 8. 本町婦人の世論形成者としての役割

- ・ 明るい選挙運動推進(昭39年)
- ・ 中央公民館建設促進運動(昭46年)
- ・ 統合中学校舎建築に関する運動(昭47年)
- ・ 保育所建築促進に関する運動(昭48年)
- ・ 大型店舗誘致に関する運動(昭51年)

### 9. 今後の課題

- (1) 明るい選挙運動推進者として
- (2) 学習内容の高度、多様化による住民の要求に対する指導者の不足
- (3) 家庭外就労婦人の学習内容と機会の配慮
- (4) 社会教育活動に成人男子を参加させる運動

## 第5分科会 広報活動

討議の視点	公民館における広報活動の役割とその実践策		
助言者	福岡教育大学教授	益田	凡夫
司会者	大木町教育委員会社会教育主事	岡崎	辰雄
	飯塚市中央公民館主事	秋山	良昌
記録者	津屋崎町教育委員会社会教育主事	尾園	主税
	宗像町中央公民館館長	盛永	邦夫
会場責任者	春日市教育委員会社会教育課長	西田	讓

### 枝光北公民館広報活動事例

北九州市枝光北公民館館長 入口 澄夫

前もってお断りしておきます。当館の発刊する公民館だよりは、紙面に対する技術がすぐれているのではなく、住民のニーズに応じた生活に密着した機関紙として、毎月発刊されていることです。

枝光北地区は、戸数にして約 3,200 戸、人口約 14,000 人で、生活環境としては急坂の多い傾斜地形にして、戸数の大半は勤労者家庭である。

当館は、昭和38年3月八幡区における17番目の公立公民館として設立される。

1. 美しいごみのちらかっていない町づくり
2. 家庭の庭先に花の咲いている町づくり
3. 年寄りを尊敬し、子どもを大切にす町づくり

こうした町づくりの広報活動に、公民館だよりの果す役割は大きく、住民の生活の一部として浸透していった。こうして地域内における出来事、お知らせ事項を欠かすことのできない記事内容として、毎月1日の発刊と決めて発足する。今日までの発刊回数は164号に及ぶこととなる。いまでこそ印刷機の近代化により、3,200枚の印刷は2～3時間の労力にすぎないが、2～3年前ま

での3,200枚のガリ印刷の苦労は、編集者にとっては並大抵のものではなかった。

毎月発刊の伝統を絶やさないためには、つぎのような苦労が列記される。

1. 記事の収集
  - 地域内をぶらり巡回することにより近隣社会の診事等の収集
  - 各種団体行事内容を適確に知るため行事に積極的参加が要求される。
  - シリーズ記事掲載、そのためには生活に密着した郷土物語等の収集、各種団体行事内容の紹介
2. 技術の習得
  - 編集者（職員）の異動のたびに技術の習得が要求される。
3. 予算が少く運営面が非常に苦しい
  - 他の公立公民館の余剰用紙をプールして当館に充当。
4. 公民館だよりの配布
  - 配布に当っては自治区会に依頼、30町内をリックを背負って急坂の道程を巡回す

ることの労働は容易なことではない。

このように編集者のみならず、公民館スタッフの苦労が実ったのか、住民の生活に密着した欠かすことのできない公民館だよりとなる。

発刊に当たり住民からの苦情は、つぎのようなことがあげられる。

1. 発刊過程の遅延
  - 当館で月末2日前まで自治町内会まで配布しても、それからさきは自治町内ごとにおいて格差がある。
2. 記事内容の誤記
3. 誤字による小言
4. 編集者の異動により、紙面文字が一変した時

以上の住民反応があることは、公民館だよりをかなり評価しているもので、編集者の汗の結晶に

よる批判の声として受けとめることができる。

終りに、当館が昭和51年コミュニティづくりの住民意識調査を全戸対象に実施、その結果公民館だよりに対する住民意識はつぎのとおり（一部紹介）

設問 公民館だよりをどの程度読みますか

- |          |     |
|----------|-----|
| ○ 毎月     | 68% |
| ○ ときどき   | 26% |
| ○ 全然よまない | 3%  |
| ○ 記載なし   | 3%  |

このように公民館だよりに高い関心を示していることは、住民の生活の一部として浸透していった結果と思われる。これは言うまでもなく編集者の労苦の現れであり、且つまた公民館スタッフ一同の地域住民との心のふれ合いによるものと思われる。

## 公民館における広報活動の役割 とその実践策

杷木町中央公民館主事 谷口定子

### 1. いま、「はき」公民館報では

#### (1) 町民へのインタビューあれこれ……

昨年、館報に対して町民はどのような受けとめ方をしているのか。どんな記事に興味を持っているのか。今後館報や公民館活動にどんな要望や意見を持っているのか。町民を年齢別、性別、職業別に随意選んで、インタビューを行った。その内容は、

問1 館報をよく読んでいますか。

問2 館報に親しみを感じていますか。

問3 館報の内容はむずかしいですか。

問4 館報や公民館活動に対してのご意見、ご要望はありませんか。

#### (2) インタビューの結果から反省として

### イ、館報編集方針

- 公民館がおこなう諸活動について、一方的にお知らせ版にするのではなく、社会教育の一環として、事業の主旨、内容を町民の人々に周知・普及させ、積極的な参加、もしくは協力を求めること。
- 社会教育全般について、町民の意見・要望をつかんで、町民のニーズに適合した公民館経営に反映してゆくこと。
- 公民館をめぐる諸条件の整備（施設、設備、職員など）の緊急性を行政担当者には理解を深め、世論の支持を求めること。

### ロ、館報の構成

ハ、編集と委員

ニ、企画会議

ホ、取材

## 2. 館報「はき」発刊の足どりから

杷木町では、昭和26年町村合併を行ない、専任の公民館主事2名を配置した。

昭和27年、公民館報「はき」をB5版6頁として、毎月発刊した。その時町広報はなかった。創刊号からひろってみると

- ・館報「はき」発刊のことは
- ・公民館とは
- ・大杷木町を建設したい（町長）
- ・役場だより
- ・公民館だより（4面をしめる）
- ・文芸欄
- ・町民の声

その中で、編集室からの欄は意気あふれるものがある。それを抜すいすと

- ・大衆の生活を理解し、大衆の知りたい点を衝くことが広報紙の使命でありねらいである。
- ・我々は、真実を知る権利と義務を持つ。
- ・故に町の動向を正確にキャッチし、これを批判し、理解し、協力してこそ、住みよい郷土づくりとなる。
- ・町民の皆様の声を聞く、町民の機関紙であることを充分理解くださり、御意見や御叱言をどしどしご寄稿ください云々

いま、セピア色にあふれたそれらのページをめくると当時の公民館活動のありようが伝わってくる。戦後の民主化運動の中から、教育映画巡回による社会教育の啓発、家庭の民主化、台所改善、分館結婚による生活改善運動、明正選挙啓発運動など、公民館と町民が一体となって町政をリードしていたことがうかがえる。

生産学習会、青年学級、婦人学級など実生活に即した学級が開設され、こども会活動や育成会のためのかざかざのキャンペーンと、いかに

公民館活動が、町民との交流の中で歩み続けてきたか、それは語っている。

## 3. 届ける社会教育というけれど

公民館活動が社会のテンポや町民の実生活についていけず、何をどうすべきか常に苦悩する。町民側に立って、ものを見、考え、行動することが、その出発点をみすえながらも、公民館離れた町民やかくれた町民のニードをどうしてさがすのか。その要求をどう結実させ、発展させ、連動させてゆくのは誰れなのか。

今、公民館では、広報専任職員をおくことはまずのぞめない。社会教育にかかわる職員各々担当する分野の中で触角を常に働かし、職員総力をあげて問題づかみを行なう。それを検討、分析、整理して紙面構成を重ねて住民にフィードバックしてゆくことも広報の本質に迫ることではなからうか。館報は、その公民館の顔だともいわれ、公民館活動の充実・振興のパロメーターともいえる。杷木町2500世帯のそれぞれ届けられた情報は、それを受けとめる住民の姿勢によって教育的価値も各人差のあることと思われる。どう受けとめられているのかはなほだおぼつかない。

届ける社会教育、すなわち館報には、広報性と啓発性があると思う。

広報性をみやすためには、具体的に、わかり易く、生活の身じかな問題の取材や、写真や図表などをつかい見る館報にと留意している。

啓発性をみやすためには、発刊の主題があきらかで、町民に訴えたいことの論旨が一貫していなければならない。

さらに町民のニードとかみあわせながら、公民館活動の本質を常に訴え続けていくことではなからうか。

また、届ける条件の整備も見逃せない問題点がある。

- ・編集にたづきわる人と時間

- 編集に必要な施設設備
- 編集に必要な経費
- 行政担当者への啓蒙など

最後に、館報は町民のものであるという認識  
までには、ほど遠いけれど、町民の生活のいと

なみと深くかかわって、相互に理解し、協力し  
あう態勢を築いてゆく場と考える。真に館報が  
その役割を発揮した時、町民は公民館を必要と  
し、自分の生活の一つのよりどころとして位置  
づけざるを得ないと思う。

## 第6分科会 同和教育

討議の視点	公民館における同和教育の推進	
助言者	宮田町教育委員会社会教育課長 県社会教育委員	柿原 数己 高田 繁
司会者	福岡市教育委員会主席社会教育主事 筑紫野市教育委員会社会教育主事	光野 端義 高田 好親
記録者	県教育庁宗像出張所社会教育係長 県教育庁宗像出張所主事	熊谷 和美 前田 隆徳
会場責任者	筑紫野市教育委員会社会教育課長	武藤 久雄

### 同和教育の実践をふまえて

山田市教育委員社会教育係長 大塚 一 男

#### 1. 地域の概要

面積 21.75km<sup>2</sup>

エネルギー革命による人口の激減

#### 2. 現在までのとりくみ

##### (1) 推進体制の整備

- 山田高等学校における差別発言事件
- 職員の配置
- 社会同和教育推進協議会の発足

##### (2) 公民館における各学級のとりくみ

青年学級, 婦人学級, 家庭教育学級

##### (3) 企業内同和研修

企業内同和教育推進組織

##### (4) 各種社会教育団体に対するとりくみ

婦人会, 老人クラブ, 小中学校PTA

##### (5) 市内行政区巡回研修会

市内30行政区

##### (6) 行政職員の同和教育

地方公務員の責務

##### (7) 指導者等に対する同和教育

##### (8) 広報紙の発行

- 「差別をなくすために」第1集
- 「差別をなくすために」第2集

##### (9) 「広報やまだ」に部落の歴史連載

昭和50年11月～昭和51年10月

部落の歴史

昭和52年2月～

同和対策審議会答申

同和対策事業特別措置法

#### 3. 今後の課題

##### (1) 教育条件の整備

公立公民館に教育専門職員

##### (2) 活動内容

住民の生活課題解決にせまる学習内容

同和問題の正しい理解を市民に徹底

##### (3) 学校教育との連携



## 三輪町公民館の同和教育について

三輪町公民館主事 石川利明

### 1. 三輪町について

三輪町は、人口 9,500 人、世帯数 2,300、総面積 22 平方キロメートル、東西 4 キロメートル、南北 8 キロメートルで、米麦を中心とする農村地帯である。

別な条件としては、町の農用地の大部分が「圃場整備」されていることである。学校教育施設は、小学校 1 校、中学校 1 校、高校なし。社会教育施設としては、町の中央に公民館が 1 館と町民グラウンドがある。公民館は、昭和 48 年秋のオイルショックで、建築資料の不足、建築費の暴騰の中で、その完成が危ぶまれながら、49 年 5 月完成致しました。鉄筋コンクリートの 2 階建、総面積 1,380 m<sup>2</sup>、主な設備 500 人収容の大ホール、研修室 6 室、図書 1 万冊を収容できる図書室、料理実習室等で総工費は、1 億 5,000 万円です。さらに、町内には、18 の自治公民館（町内公民館）が設置されている。職員体制は、非常勤の公民館長と職員 4 名、管理人 1 名であります。

「同和」地区をめぐる状況としては、地区が 4 地区、人口 800 人、世帯 230 世帯、隣保館 1、集会所 2 であります。

### 2. 同和教育の取り組みについて

#### (1) 現状と課題

三輪町では、昭和 45 年に同和教育推進協議会を設立し、その中で、同和教育基本方針を打ち出し、住民に対しては、部落問題を正しく理解させる啓発を行ない、「同和」地区に対しては、住民の解放意識の向上と教育機会の拡充・生活文化の向上をめざしながら、これに必要な指導体制をはじめとする諸条件の整備確立を図ることとしました。

同和对策事業特別措置法も余すところ 1 年となった現時点で、過去をふり返ると公民館での同和教育は、地域巡回を重点に推進して来ました。これは、住民啓発を目的としながら結果的には、同和教育の総合的推進の効果をもたらしたと思われまます。この地域巡回によって住民のなかに部落問題に対する一定の認識は出来たと思われまますが、しかし、住民の多くは、同和教育を自分自身の問題として取らえきれない面があり、それが、何故、自分が同和教育を受けなければならないかという疑問として現れ、又、ねたみ差別という意識に現れている。この面での解決が必要であり、さらには、同和教育の機会に恵まれなかった人々に対する機会の整備が急務であると思われまます。

#### (2) 地域巡回

年 度	地域規模	地域数	対象住民	テ ー マ
昭和 46 年	区 単 位	17ヶ所	成 人 男 子	部 落 の 歴 史
47 年	区 単 位	17	婦 人	部 落 の 歴 史
48 年 {	昼間 区 単 位	17	高 令 者	部 落 問 題 と 私 た ち
	夜間 隣組単位(小集団)	85	全 町 民	部 落 問 題 を 皆 ん な の も の に す る た め に
49 年	隣 組 単 位	77	全 町 民	家 庭 に 於 け る 同 和 教 育
50 年	区 単 位	17	全 町 民	映 画 「 信 濃 の 夜 明 け 」 に つ い て
51 年	隣 組 単 位	61	全 町 民	「 同 和 教 育 アン ケ ー ト 調 査 」 に つ い て
52 年	区 単 位	17	婦 人	女 性 と 部 落 問 題

(3) 同和教育アンケート調査

◎調査目的 住民のうち、同和教育の学習会にどれだけ参加しているか。参加していない人は、何が障害となって参加しなかったか。

住民の部落問題に対する意識調査

◎調査の時期 昭和51年6月。

◎調査対象者 町民のなかから20才以上の男女400名を抽出。

◎設問と回答

1. 毎年公民館で実施しています同和教育懇談会について

(参加された方にお尋ねします。)

(1) 何回参加されましたか。

① 1回12%。② 2回16%。③ 3回14%。④ 4回6%。⑤ 5回3%。⑥ 6回1%。計52%。

(2) 参加されてどう思われましたか。

① 同和教育をもっと推進すべきだと思った、10%。② 同和地区の改善事業をもっと進めるべきだと思った、5%。③ 家庭や職場のなかで部落問題を話せるようになった、21%。④ その他、5%。

(参加されなかった方にお尋ねします。)

(1) 参加されなかった理由についてお聞かせください。

① 仕事の都合で参加出来なかった、23%。  
② 差別はないので、参加する必要はないと

思った、11%。③ その他、9%。

2. 部落を解放するために、国・県・町では同和对策事業を行っていますが、あなたはこの事をどう思いますか。

① 差別をなくするためには必要だ。27%。

② 法律で決められているので、当然だと思う。18%。③ 同和地区ばかり良くなるのは、不公平だと思う。46%。無回答、12%。

3. あなたやあなたの家族に被差別部落の人との結婚問題が起きたときあなたはどうしますか。

① 被差別部落の人だからといって反対しない。31%。② 積極的な賛成ではないが、本人の意志次第では反対しない。39%。③ 反対する、18%。無回答、1%。  
以下略。

(4) 三輪町総合社会教育推進大会

(同和教育をみんなのものにするためには)。  
52年度、問題提起、部落差別と女性差別、結婚問題を中心に。

(5) 同和地区内の取組み。

イ. 解放学級。ロ. 解放子ども会。

(6) 今後の取組み。

イ. 企業(事業所)内学習。

ロ. 指導者の研修と養成。

ハ. 長期計画の策定。

ニ. 同和地区に於ける推進。

## 第7分科会 自治公民館（都市）

討議の視点	地域住民に結びつく自治（町内）公民館の組織とその運営		
助言者	大牟田市教育委員会社会教育指導員	冨田	貞 継
司会者	中間市中央公民館長	岩崎	暁 喜
	久留米市中央公民館長	西村	典 尚
記録者	新宮町教育委員会社会教育主事	中 川	三 平
	須恵町教育委員会社会教育主事	平 嶋	峯 晴
会場責任者	大野城市中央公民館館長	岡 崎	隆 三

### 地域公民館の運営と広報活動

— 住民との連携を深めるために —

田川市新町公民館館長 山崎 士行

#### 1. 常に初歩的な問題から目を離すまい

地域公民館の運営に携わる者の共通の悩みとして、社会教育活動に対する住民の理解度のあいまいさと、協力態勢の不備がよく指摘される。ことに、都市化が進む地方ほど生活の多様化や排他的な疎外感、孤立化の傾向が強くなり、この悩みは一層深刻のようである。

明治末期、20戸に満たない農村から、石炭産業の発展に伴い大正、昭和と加速的に人口が急増し、現在500世帯を数える住宅地となったわれわれの町も、決して例外ではなかった。敢えてここで過去形を使用するのはそれなりの過程と理由があるからである。

戦後公民館法が施行されて、いち早く公民館を設立し、教養講座の開設や生活改善運動などと取り組んできた、いわば先駆者的な役割を果たしてきた先輩たちの、ひたむきな努力の蔭に指導者の陥りやすい罠があった。

実力者、有力者という名のもとに各種議員としての政界進出に伴い、中央政界とのつながりが指

導者の間に出来て地域ぐるみの大量選挙違反事件を起こしたのである。

公民館の集まりということでも内容も知らずに参加した各種団体、地域住民のほとんどが買収供応の汚名のもとに連座され、それなりの法的処分を受けた。一番驚いたのは住民自身で、以来公的な集まりには貝殻のように門戸を閉ざし、相互不信の感情が芽生えていった。

つまり、指導者自身が公民館活動の目的意識から逸脱してしまい、中央政界とのつながりに目を奪われて肝心の地元住民との連携がおろそかになってしまった結果である。初歩的な誤まりをおかした指導者たちは潔く辞任してしまっただが、地縁、血縁などと全く縁のない若い世代の住民たちを、いかにして公民館活動に目を向けさせるか、拒絶症となった老人、婦人たちをどう納得させて呼び戻すことが出来るか——。これがわれわれ新しい執行部の当面の課題だった。

公民館の下部組織にある名目だけの各種部科制を全廃して、活動の基本である教養、生活の2本

柱を軸とした体制を作り、各種団体の新しい責任者や隣組長会を説得してとりあえずスタート、集会や会合に参加しない、あるいは参加したくても出来ない住民のために、毎月の集会の内容を知らせる広報の発行を思いついた。

初年度の総会で予算化の承認を得て、さっそく47年度から500戸の全世帯に無料で配布することになった。のちに、広報発行のための活動研究会というグループを編成して、取り上げる内容をその都度討議しているが、安易と惰性に流れがちになるこの種の活動を持続させる根本テーマとして、「常に初歩的な問題から目を離すまい」と誓い合っている。

## 2 広報は二義的、活動自体を前面に

われわれが「広報しんまち」を発行しはじめて6年を経過した。B5版4ページの活版刷りで、形態は小さいが隣組長を通じていやでも毎月各戸に届けられる。最初の反応はすぐあった。「毎月1日発行ということだが、今月は5日にもなるのにまだ来ない、どうしているのか」という問い合わせである。つづいて、「うちの隣組のAさんがこんないいことをした、是非広報でとりあげてやってほしい」という電話である。野犬対策、ゴミ処理、非行問題、年金、選挙、婦人会問題等々、う

っ積していた質問が集中してきた。

われわれは、これを直ちに広報に載せるという手段を取らずに、適当な講師を招へいして類似の問題を検討する「新町大学」を開設した。教養講座とまちの政治を見つめよう学級をミックスした形態で、自由に質問討議して、その結果を広報や、ガリ版の号外で配布する。詳しい話を聞きたいものは新町大学の講座に参加するようになった。聴講参加は無料であり、経費は公民館で負担する。

こうして子供会育成会を先頭に、青年団、老人クラブ、婦人会、隣組長会と次々に行事参加を申し出るようになり、4年後の昭和51年2月には自治省提供のテレビ番組でも日本中に紹介されるまでに成長した。

限られたスペースの中で取り急ぎ概要をまとめるにあたって、われわれが活動の中で痛感することは、地域の中に眠っている人材を発掘する努力を怠ってはならない、ということと、住民意識の高揚を図るためには公民館運営の民主化を忘れてはならないということである。

広報活動は二義的に生産されるもので、飽くまでも主体は住民活動を前面に推し出したものでなければならない。

## 祈禱院町内公民館のあゆみについて

八女市祈禱院町内公民館館長 渡 辺 種 雄

### 1. 祈禱院町内の概況について

#### (1) 世帯数と人口

世帯数	281
内訳	市住入居世帯 88
	S43以降の転入者世帯 14
	先住者世帯 179
人口	1,102人
内訳	男 523 女 579

#### (2) 職業別

農業	27 (専農3 兼農24)
公務員	37
会社員	128
商業	23
建設業	8
無職	18
サービス業	9
公社・団体職員	21
医師	3
その他	7

#### (3) 主なる会社事業所

製紙工場	2	(隣接地に4)
防火板工場	1	( 〃 1)
鉄工所	1	( 〃 1)
印刷工場	1	

(4) 医療機関と文化施設

幼稚園	1	郵便局	1
病院	3	(内科 2 歯科 1)	

(5) 交通機関

国鉄矢部線の筑後上妻駅があり堀川バス久留米線と福岡兼松線の2線が走っている

市営住宅団地の増設と、先住者世帯の中での核家族化、それに事業所会社勤務者の転入等で、世帯数倍増280の町内になりました。それに一般の世相同よう生活様式は変化し、地域の姿は都市化してきました。さらに農業情勢の悪化からくる農家の兼業化や賃稼ぎ、会社工場の通勤者の増加により、人と人とのふれ合いはうすれ自己中心となり、地域の連帯性はかげをひそめ、今までの祈寿院が誇りとしていた「人の和」のよさはくずれかけてきました。

## 2 祈寿院町内公民館運営の実態

公民館活動の拠点である公民館の建設については、町民の長年の願望でありましたが、資金の面で二の足をふみ、その必要性を認めながら見おくられていました。

ところが今から5年前のことになりますが、私どもの母校上妻小学校が改築され、不用校舎ができたのでこれを市より無償払下げをしてもらい、建築資金は農協より借入れ、2ケ年の月割り返済でと問題提起をしたところ、絶好の機この際と町民の意見がまとまり建設事業に着手しましたが、竣工までの期間1年2ヶ月、昭和49年9月に開館、ここに町民長年の願望は達成され、そのよこびは察するに余りあるものでした。

さて八女市教育委員会は、市内各校区毎に1館を指定し、地域公民館の在り方についての研究を委嘱、この館をモデル公民館として、各町内公民

館のレベルアップを企図されていました。

祈寿院町内公民館の開館は丁度その時で、市教委よりの受諾要請に対し、機はよしとして八女市モデル公民館の第1号を引受けました。

(1) 活動の本拠である施設の概況

イ 公民館 木造平屋62坪、大広間22.5坪、調理室7坪、和室28坪、玄関9坪、広縁9坪、便所他9.5坪

公民館敷地総坪数 128

設備 調理台 1、座布団 110、流し台 1、長机 20、ストーブ 3、扇風機 4、黒板 1、電話機 1、スクリーン 1、暗幕 8

ロ 子ども遊び場

面積 160㎡

設置遊具 鉄棒 3K、シーソー 1、すべり台 1

ハ 町民ひろ場

面積 3600㎡

設備 バックネット 1、バレーコート 1、ゲートボール 1

ニ 子ども図書館 (児童ハウス)

図書 214冊 閲覧机 2

書架 2、県よりの寄贈でバス改造の図書館

(2) 活動事例の2、3について

ここに述べる活動の事例は、祈寿院町内公民館がモデル公民館の指定を受けてからの行事活動の中の2、3で、地域住民お互の心と心のふれ合いによる、このましい人間関係をそだてようとの願いをこめての企画でした。

その一つは、できたばかりの私たちの公民館での芸能祭、今一つは町民ひろ場での町民運動会であります。

芸能祭は民謡、詩吟、日舞等を中心に、のど自慢腕自慢飛入り歓迎の肩のこらない余興の会として、全町民の出演を呼びかけ、2年ほど実施しましたが不評に終り、意図した成果を見る

ことはできませんでした。

今一つは、町民大運動会の企画ですが、この催しは町内総ぐるみ、町民こぞって参加出演、秋の1日を楽しみ過ごし、明日への活力にしようと言うものです。この企画は予想以上に町民に受け、回を重ねること3回、町民の期待とよろこびは年とともに増し、今ではこの運動会をとおして町民の新しい共通の話題が数多く生まれ、日常生活の中の対話によって、お互の心と心のふれ合いができ、期待どおりのこのましい人間関係が生まれつつあります。

さらに祈祷院では、明るい町づくりのための奉仕活動が、年7回ほど計画されています。町民ひろ場の整地作業には幾日も町民の尊い汗がながされましたが、この作業に対する町民参加の姿勢から「私たちの町は私たちの手で」の社会的地域連帯性のたかまりをつよく感じることが出来ます。又この作業の場こそ人と人とのコミュニケーションをよくし、このましい人間関係をそだてるよき教育の場として活かされているかのようなようです。

最後になりますが、特にこの4年間の歩みの中での活動事例として述べたいことは、昨年いや一昨年頃から20代から40代にかけての中堅層男子の有志によって結成された65名による組織とその活動ぶりであります。メンバーには市役所職員や県職員・自衛官それに会社員工員等職業は雑多ですが、自分たちこそ次の祈祷院のにない手だとの信念をともにする組織ですが、今まで数多くの奉仕活動を展開してくれていますが、この組織が今後正常健全なすがたで成長してほしいと只ひたすら念じ、祈祷院発展の原動力となってくれることを期待しています。

### 3. おわりに

今4年間の足あとをふり返えって見た時、公民館の運営はかくもむずかしいものかの一言につきまします。ただ町民のしあわせ町内の発展をねがい、ああしたらこのようなことはと、模索しながらの4ケ年でした。これからも理論はぬきにして、地域住民の生活課題にたたえるために、地域公民館はどうあるべきかを模索し続けましょう。

## 第 8 分科会 自治公民館（町村）

<p><b>討議の視点</b> 地域住民に結びつく自治（町内）公民館の組織とその運営</p> <p><b>助言者</b> 福岡県社会教育放送利用研究会会長</p> <p><b>司会者</b> 広川町中央公民館館長 添田町教育委員会社会教育課長補佐</p> <p><b>記録者</b> 志免町教育委員会社会教育主事</p> <p><b>会場責任者</b> 那珂川町中央公民館館長</p>	<p>水 摩 安 正</p> <p>中 村 寿 太 郎</p> <p>中 島 彬</p> <p>世 利 順 二</p> <p>吉 浦 歳 雄</p>
--	--

### 地域住民に結びつく自治（町内）公民館の 組織とその運営

新宮町教育委員会社会教育課長 冨 永 一

#### 1. はじめに

本来、自治公民館の掌に当る人が組織運営等について体験を通じた事例発表をされるのが、当然であるはずですが、自治公民館の育成をどのようにしてきたか、行政担当者としての働きと自治公民館との連携について、事新しいものではないがその取り組みの一端を提起します。

#### 2. 町の概況

粕屋郡は8か町あります。通称表粕屋と裏粕屋に大別され、表粕屋に6か町、裏粕屋に2か町、その1町が本町です。福岡市東区（旧粕屋郡和白村）に隣接している。東に立花山、西に玄海灘海上はるか相島を擁する19.05 Km<sup>2</sup>の町です。主産物には、みかん、いちご、米、活魚など、旧国道3号線沿いには100余社の会社・工場群が活況を呈しています。人口13,400人、世帯数4,025戸、行政区14区です。

#### 3. 施設等の概要

- ・ 町立中央公民館 1……職員7（兼務3を含む）
- ・ 町民グラウンド 1……本年度夜間照明設置

- ・ 学校体育館 2……いずれもバレーボールは2面使用
- ・ 公民分館 14……
  - ・ 分館長（区長と兼務）…任期2か年
  - ・ 分館主事（住民の推せん選挙による）…任期2か年

#### 4. 行政と分館のかかわり

- OLコース 1
- ※ 自治公民館一本町では分館というーその分館活動の推進者は分館主事である。分館長は区長と兼務のため総括責任者として決裁権を有するが主体的実動は少ない。

#### 4. 行政と分館のかかわり

- 町側から
  - ・ 1分館当り80,000円を助成する。分館から4月に前年度事業実績報告書と今年度事業計画書の提出をさせる。
  - ・ 町主催行事等への参加の呼びかけをする。
  - ・ 分館での成人講座などを年2回以上義務づけている。講師料は町負担である。

- 分館で独自の催をする場合、指導援助の要請があれば可能な限り出向する。
- 分館の指導者育成事業の推進
- 定例の分館主事会、毎月第1土曜日14：00開会

○ 分館では

- 分館独自の事業計画をもっている。特に分館ぐるみの体育行事を年1回以上実施している。
- 分館内の各団体では趣味教養のサークル活動が生活化している。
- 町主催行事への参加はよい。
- どの分館もその地域の中心位置に公民館を有し、村の茶の間として活用されている。
- 分館内各団体の組織が再確立され運営が容易になってきた。
- 定例、臨時の運営委員会が実施されている。

5. 分館指導者等の育成

「社会教育関係団体指導者研修会」をS45年から継続実施してきた。

- (1) 対象者 分館長、分館主事、地域婦人会役員、青年団役員、公民館学級のリーダー
- (2) 助言指導者 教育委員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、委嘱講師
- (3) 経過として  
S45年から52年まで毎年1回実施、但し、台風災害のため2回中止された。研修会場は「国立阿蘇青年の家」と「県立英彦山青年の家」を利用した。S53年も8月下旬を予定している。日程は1泊2日。
- (4) 研修会期日の設定について

何回か経験を積むことによって、毎年8月下旬の土曜日と日曜日が位置づけられるよう

になった。それは、婦人会役員が含まれているため、学校の休業期間であることと、指導者の体験が約半年間なされたこと。その体験を持ち出すことの必要性からここ数年8月下旬と決められている。

(5) 研修会のねらい

- 地域でそれぞれの団体から選任され、その団体の責任者となった自分の仕事の本旨は、役割はなんだろうか。
- 地域共同体の一員としての自覚を持っていただろうか。
- 自分たちの郷土は自分たちの手で……今まで人まかせではなかったのか。
- 団体を動かす手だては、どうすればよいのか。
- 視聴覚教材を活用することによって訴える。

※ 本当に地域の指導の立場に立たされて、自分と住民とのかかわりをどう対処していけば世話ができるのか、と、まことに素朴なことの繰り返しの研修会である。

- (6) 分館指定の事例発表…… 3分館ほど  
婦人会支部活動の事例を二支部  
青年団からの事例

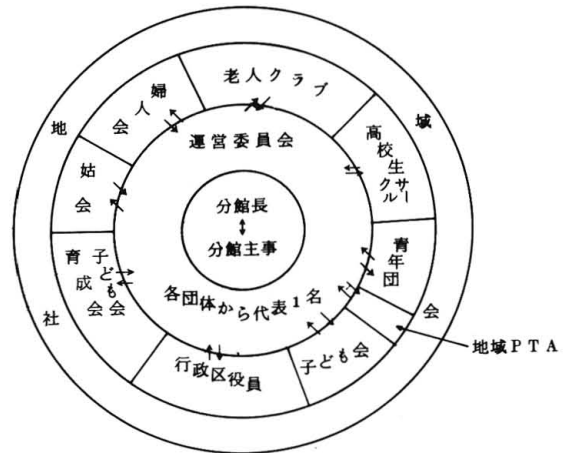
事例内容としては

- 組織運営
- 行事の持ち方
- 集会の進め方、持ち方
- 予算の使い方
- ※ 分館や支部役員の協力のこと、住民の声、自己反省などが素直に出てきて自分の立場をより認識できるようです。

- (7) 町内分館に定着しだした分館の組織運営の形態



- 望ましいだろうといわれている
- 運営委員会は定例会と臨時会がある
- 分館主事の補佐として体育部長を置いているところが多い



#### ○ 集会の進め方、持ち方

※ 地域ではじめて役をもたされる大半の人は、会議や話し合いの要領も分らない人が多い。従ってルールのない、しまりのない話し合いに終わりよく浸透しない。そこで次のことが研修会で位置づけられた。

- 開 会
- 報 告           この形式を基本にして
- 協 議           取り入れる。
- まとめ       必ずノートに記帳する
- 閉 会           ことも提唱されました。
- 次回の予告
- 予算執行について
- ※ このことも当初は頭痛の種であると云われているが、行事に対する計画配分を行い適切に使用している。

#### 6. 分館独自の指導者研修会を続けて3年目

町の指導者研修会に参加した分館長の発意で分館内（区分）の分館活動や区を支える役員に対する啓発研修会を実施している分館がある。住民の意識の中に相互扶助と連帯の高まりが見られる。

#### 7. おわりに

社会教育法や或いは労働基本法など仕事の領域に係るものが沢山あります。しかし社会教育の仕事は個人の感情など見向きもしないまことに無限大に仕事があるものです。公立公民館であれ、自治公民館であれ、施設を使用活用する人は地域住民であることを忘れてはならない。そして地域住民の茶の間（分館）がいつも明るいふれあいの場であるように積極的に育成していくことこそが公民館担当者の据える視点である。

## 住民の意識に根ざした公民館活動をめざして

### 1. はじめに

地域公民館が法に定められているように、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、

三潯町田川西公民館長 国 友 滋

生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することに努めているかを常に反省しなければならない。

更に、解放的な生活のための学習活動の場、日常生活の問題解決の場、仲間づくりの場、中央公民館とのつながりの場として機能しているかどうか常に検討しなければならない。

## 2. 地域の概要

- 戸数 約 170 戸
- 小, 中学生 65 名
- 位置 地域内に西鉄大牟田線三潨駅があって交通の便に恵まれている。
- 職業 昔は農家が殆んどであったが、近頃は兼業農家やサラリーマン家庭がふえてきている。
- 住民意識 「田川西は住みよい所だと思えますか。」の間に、㊶はい……58パーセント、㊷いいえ……6パーセント、㊸どちらともいえない……26パーセント、㊹解答なし……11パーセント

地域対抗の運動会などでは常によい成績を示し、参加意欲は旺盛である。青年団活動や婦人会活動などは町内でも活発な方である。

## 3. 地域公民館活動の見直し

中央公民館主導の行事への参加を主としてきた活動から脱皮するため、昨年4月、公民館活動への住民意識の実態を求めて別紙のような調査を行った。その結果は次の通り、

- 公民館で計画してほしいことに○をつけてください。

1位 歩く会や走る会	19パーセント
2位 運動会	14 "
3位 町政懇談会	13 "
3位 映画会	13 "
5位 ビクニック	11 "
6位 講演会	10 "
7位 ソフトボール 盆踊り, 体操会	9 "
10位 海水浴	

役員会での予想とは異なった住民の希望が表れていた。

## 4. 昨年度の活動経過より(資料参照)

- (1) 子どもからお年寄りまでのコミュニケーションの場としての「歩こう会走ろう会」  
毎月1回、第1日曜日、午前7時より。  
○ 歩くグループと走るグループに大別する。  
○ コース、約2キロメートル、毎月同じ。  
○ 同時にスタートし、自分のペースで歩いたり走ったりする。  
○ 1番、遅いグループに、会の世話係りが付き添い、事故の発生を防ぐ。  
○ 興味を持続するため、計時をする。速くて7分47秒、遅くて約25分。

月1回の走ろう会を契機として、早朝マラソン会を5、60代の婦人を中心に結成され活動が始められた。また、町の「走ろう会」へ正式に加入される人も出てきた。

- (2) みんなで考え実行する会「青少年問題についての映写会と座談会」(2月、3月)

城島署火災びん事件が起きて、青少年の健全育成に対する興味が高まってきた。この機会をとらえ、青少協支部や婦人会と話し合い上記の会を開催することにした。

(座談会の中から)

「豊かな生活の中に、子供達は埋もれ耐性がなくなってきたのではなかろうか。」

「目に余ることがあったので、近所の子どもを叱ったら、その母親からにらまれた。」

「よどが来ると、子供達はみんなぼんぼりを立て、しし回わしには喜んでついてまわっていた。こうしているうちに、地域連帯意識が自然に生まれていたが、今はそれがない。」……

- (3) つながりを求め合う「田川西公民館だより」

住民のものであるはずの公民館活動が、役員と一部の住民の活動に終わらないように公民館だよりの発行を計画した。洋紙一面の粗末なものだが、お知らせや意見発表の場として発行することにした。その間にも必要に応じて、案内状やお知らせ

を配布する。掲載する内容は多くの人の意見を反映するように心がけているが、文章を綴ることに抵抗があるらしく原稿が集まりにくい。住民の投稿などを求めて、ほんとうの広場になれば素晴らしいと思う。

#### 5. 今後の生き生きとした活動をめざして

- (1) 組織の機能を高めるために、青年の中で活動的な人を3名、役員にすると共に、適材適所の組織を工夫した。
- (2) 92,000円の僅かな予算を効率的に使用する。金がなくてもできる活動を企画する。
- (3) 役員会で徹底した討議を行ない、具体的な綿密な計画を立案する。
- (4) 事業を実施する際、案内は縦横に行ない、参加意欲を盛り上げる。
- (5) 中央公民館の事業へ、現在でも多くの人が自主的に参加しているが、尚、一層の積極的参加や協力を推進する。
- (6) 子ども会を始め、青年団、婦人会、尚寿会、青少協などとの連絡を密にして、活動をする。
- (7) その他

#### 6. おわりに

# 資 料 編

1. 全公連第2次専門委員会報告
2. 県視聴覚ライブラリー教材フィルム一覧

(昭和52年度入庫フィルム)

# 全公連第2次専門委員会報告

## I 都市化に対応する公民館のあり方

### 1. まえがき

現代の日本には地域のいかに問わず「都市化」という急激で巨大な社会変動が進行しつつある。

われわれは、さきに生きた公民館活動を展開するための道標として「公民館のあるべき姿と今日の指標」（以下「あるべき姿」と略称する）を世に問うた。

この「あるべき姿」も、発表後すでに3年を経過した。その間、社会の大きな変動を経た現在、「あるべき姿」の先駆的意義を高く評価しつつ、そのすぐれた成果の上に立って、再び「公民館とは何か、何をなすべきか」という根源的な問題を問い直すことは、社会教育の現代化が叫ばれ、公民館の新路線が求められる今日、きわめて意義のある試みといえよう。

今回は、「都市化に対応する公民館のあり方」というテーマのもとに「あるべき姿」を基調として、とくに「都市化」という視点から社会教育の果たすべき現代的役割りをさぐり、生涯教育の基礎確立との関連において、公民館のイメージを焦点化し定着化しようとするものである。

### 2 都市化と公民館のあり方

#### (1) 都市化と社会教育の今日的意義

- ① わが国、経済社会の急激な変動、なかんずくその地域社会における現象は、これを「都市化」という観点からとらえることができる。いうまでもなく、「都市化」の基本指標は、第一に人口の都市集中度であり、したがってそれともなう都市の膨張、周辺非都市的地域の都市的環境化の進行の度合である。（地域の都市化）都市化は、現在の日本において

ては、「過密」と「過疎」という問題をともなう形で生起している。

- ② 人口の過度な集中は、都市における経済活動や社会生活、すなわち都市社会の「なかみともいうべきものと、その「いれもの」ないし「場」である都市施設・資源との間にいちじるしいアンバランスとズレを生ぜしめている。そのひとつひとつを解きほぐしながら、都市生活という体系のバランスを確保しないかぎり、都市化は、現代人にとってマイナス条件の拡大再生産でしかない。

他方、人口の急激な流出地帯でも、同様な意味での都市化のひずみが生じている。ここでは、人口減少のため、地域社会の生活上の基礎条件の維持が困難になり、また資源の合理的な利用もむずかしくなって、地域の生産機能が低下し、その結果、さらに人口密度が低下するばかりか、人口の質も変化（非生産年齢人口化・老齢化）がすすんで、生活のパターンが崩れ、生活意欲も減退して、ついにはコミュニティの完全な崩壊にまでいたることさえみられるのである。

- ③ 第二の都市化の基本指標は、都市的な生活様式のすべての地域への広範な浸透過程に見出すことができる。いいかえれば、地域社会に住む人々の「生活の都市的性格化」（生活の都市化）である。

ただし、この傾向についても、それ自体が問題なのではなくて、この新しい生活様式への変化のスピードがあまりにも急激であることに問題がある。つまりスピードがもたらす

摩擦が、人々の生活体系全体を過熱させてしまい、それが既存の地域社会における人々の生活構造の解体と変化への不適応を生むのである。

- ④ しかしまた、都市化は、地域社会に新たな教育需要を作り出している。地域社会条件と生活の変化が、新しい環境への適応を促がす地域住民の学習意欲を引き出し、生活様式の変化が、生活の時間的ゆとりを社会教育の場に市民たちを導く契機ともなっている。

地域社会の生活環境条件に対する住民の関心の高まり、生活に根ざす学習意欲の増大、より高度な生活技術の習得への希求、人間的、文化的な教養へのあこがれなどの教育要求に応じて、社会教育がみずからの態勢を整え、生活を切りひらく教育の総合的体系を樹立し、多様化・高度化する教育需要にこたえるべき機は熟したといえよう。

## (2) 都市化と公民館のあり方

- ① 以上のごとき社会教育への今日的要請に対して、公民館は従来からもっていた地域社会教育の拠点としての役割りを十分に発揮しなければ、それ自体として存在することの意義すら失われてしまうおそれなしとしない。公民館はいうまでもなく教育施設をとまなう「教育機関」である。しかしながら、今日、それは都市地域においてはおおむね「教育的」行事や事業が展開される建造物、ないしは「文化」施設と理解され、農村地域なかんづく過疎地域においては、「生活」センターとして機能せしめられようとしている。

- ② こうした公民館イメージの分極化という現実の中で、なお公民館をまず「教育」の場としてとらえたい。もちろん社会教育にあっては、日常生活のなかで、自己学習意欲をもったものが、自己教育および相互教育の形で学習をおしすすめることを第一義としている。

したがって、1人ひとりが学習者であると同時に教育者であることも当然ありうる。また、日常生活そのもののなかに教育条件があり、教育内容をそこに見出すことも多い。だが、社会教育のもつこの日常性・生活性・自己学習性・相互教育性という特質にもかかわらず、そのいとなみが教育である以上は、じゅうぶん意図され、組織化された教育条件や教育方法を整備すべきである。公民館はその方向で内容の充実がはからなければならないと結論づけることができよう。

したがって、この基本をはなれて、単なる利用施設、貸し館と考えられたり、象徴的な意味でのコミュニティ・センターとしてだけ受けとられたり、また住民談笑の場でよいとされたりするのはどうであろうか。

- ③ 都市化が激しければ激しいほど、以上のような公民館の教育的意義は強められなければならないと同時に、公民館は地域に普及している各種の社会教育施設ならびにそれに類似する施設と提携しながら、その教育的な核として機能することをはからなければならない。

これら多様な施設が、地域住民の社会教育の機会をひろげているとき、それらをも活用しながら、かつ効率ある教育の実をあげるためにこそ、組織的な教育の機能を発揮すべき公民館の位置と役割りが重要になってくるといわなければならない。

- ④ また、公民館のもつ教育的機能を十二分に発揮するために、その前提として地域住民をコミュニティのメンバーとしては握し組織づけることが必要である。コミュニティとは、地域社会という生活の場において、市民としての自主性と主体性と責任とを自覚した住民によって、共通の地域への帰属意識と共通の目標をもって共通の行動がとられようとする。その態度のうちに見出されるものである。生

活環境を等しくし、かつそれを中心に生活を向上せしめようとする方向に一致できる人々が作りあげる地域集団活動の体系にこそ、コミュニティが醸成される。公民館は、そうしたコミュニティ志向的な市民が、しかも都市化の激しい今日において、生活の学習をするという一点において集う場であり、それを教育的に組織する場である。

### 3. 公民館の現代的機能

#### (1) 公民館の中心的機能

- ① 公民館の果たすべき役割については、さきの「公民館のあるべき姿」においては、①集会と活用（住民の集会活動の促進と相談や他機関への媒介など）②学習と創造（個人や小集団による継続的・自主的な学習活動の促進とその条件設定）③総合と調整（地域課題への総合的なとりくみと諸集団の連絡・調整による地域発展への貢献）としてとらえられている。しかし、都市化の進んでいく現在および将来において、公民館の果たす役割を焦点的に考えていくなれば、その中心的な機能は「学習と創造」の機能に集約することが必要となってくるのである。
- ② 公民館の中心的な機能は、市民が個人で、あるいは集団でもって、自らの生活上の諸課題を発見し解決していくための学習活動とその指導体制づくりである。市民の生涯学習活動に対応する学級や講座その他の教育の場を設定し、そのための教材その他の条件を整備することが、なによりも大切な公民館の役割りである。このことを通しての人間の変革をうながすことこそが公民館の中心的な、そして必須の機能である。いうなれば、公民館は「教育機関」として位置づけられるべきである。
- ③ しかし、この「学習と創造」の機能は、現在、あらゆる公民館が直ちに所持しうる状況

にはない。現実にはこの機能を欠いているものも存在する。しかしながら、「教育機関」としての公民館機能は、それをめざす「志向点」として明確に位置づけ、その実現に迫りたいものである。このことは、都市におけると農村におけるとを問わず、すべての公民館に共通するものでなければならない。

- ④ また、同じ「教育機関」としての機能をもつ公民館にしても、その実態は段階的な差異をもっている。低い程度の学級・講座しか展開しえない条件の公民館もあれば、高度のそれを展開しているものもある。また都市化の中での教育機関としての公民館は、究極的には高等教育機能を内包するものであるべきである。したがって、現に「学習と創造」の機能をもつ公民館でも、市民の教育要求との関連のもとに、そうした高度な教育機能の実現につとめる必要がある。

#### (2) 公民館の総合的機能

- ① 公民館の「学習と創造」機能は中心的・必須のものではあるが、その機能だけで公民館が終始してよいものではない。地域の「茶の間」としての集会機能や地域発展の原動力としての機能をあわせもつことは必要である。そのための体制づくりは大切なものである。
- ② こうした集会機能や地域づくり機能は学習活動の動機となったり、学習活動の成果を現実社会に反映するすじみちとなる。その意味ではこれらの全機能は一貫した機能なのである。
- ③ しかしまた、学習機能を欠いた集会機能や学習をとまなわない社会づくりの機能は、その発展向上に困難をとまなうことが多い。いいかえれば、学習による人間の変革をとまなわないかぎり、それらの機能はほんものとはなりにくい。公民館の集会機能や社会づくり機能よりも「学習と創造」

機能をあえて「中心的」として位置づけるゆえんである。今日のはげしい社会変革の中で、人間性をとりもどし、社会の将来をきりひろくという人間本位社会の実現をテーマとする現代における公民館の受け持つべき役割りは、市民の生涯学習体制づくりをその原点とする。

### (3) 公民館の段階的機能

- ① 公民館の中心的・必須機能として教育的機能を位置づけたが、その「志向点」の達成をめざして、公民館の種別化および段階的な機能の分担化が考えられる。
- ② 公民館には対象地域の市民の日常的欲求に対応して、その日常的、一般的な学習欲求を満たし、その集団活動の場となり、機関・団体の連けいをはかり、市民意識の形成に迫る「地区的」な学習の場となるものが、まず基本的に必要である。
- ③ しかしまた第二に、高度で多様化した学習欲求に対応し、それに必要な諸条件を整備して、継続的・組織的な教育事業を主として展開し、それを通して市民の自治能力の向上に寄与する公民館も不可欠のものと考えられる。
- ④ なおまた、場合によっては、現今の市民行動として特徴化してきた、その生活圏の拡大に対応するため、地区や行政区域を越えて主として市民の通過地点に設置される公民館施設（たとえばターミナル公民館）も将来、現実のものとなるかもしれない。

### 4 今後への具体的提案

これまで論じてきたような公民館の新しい映像について、その内実を確保するためには、さまざまな努力とその指標が設定されねばならないことはいうまでもない。ここではそれらのうちから若干のものをとりあげて提案としてみたい。

#### (1) 施設の機能的・有機的運営

公民館は生涯教育のための中枢機関として、市民の教育要求にこたえ、継続的な学習の場と

しての実体をそなえなければならない。とくに、これまで整備がおくられていた高度の教育内容の展開にも意を用い、「市民の大学」としての本領を発揮するような施設の拡充が必要となっている。

同時に、自主的な団体やグループが自由に集会をもつことのできる拠点としても、広く開放されていなければならない。それは、むしろ小集団にとっても自由に、気兼ねなく、だれかれの区別なく利用できるような配慮の上で、管理・運営されることが大切である。

さらに、都市化状況の中で、孤独かつ孤立して、集団に属しえない人々がますます多くなっている実態をふまえ、（このことは過疎・過密ともに理由はちがっても同じ）それらの人々に対して、積極的な魅力をもつ「いこい」「娯楽」「社交」のための場とふん囲気の設定されることが必要である。それは単なるロビーや談話室を設けることにとどまらず、孤立した個人が、なにはともあれ、好んで足をはこんでくれるような場でなければならず、さらにはそのふん囲気の中で、ごく自然に仲間ができ、グループが育っていくような配慮が大切である。

そして、これらのことは、理想と現実の差を嘆くのではなく、いま現在の貧弱な施設状況の中でも、それを準備する積極的な努力と工夫こそが重要なものであり、またそれらの機能を有機的に生かす運営に意を用いなければならない。

ただし、公民館当事者の努力は限度があるので、設置者をはじめ、国や都道府県が、公的な教育機関として、わけても高度の社会教育を担当する公民館について、条件整備の行政責任を積極的に果たす必要がある。

#### (2) 利用者の広域化に見合うための施設の設置および管理運営

都市化の進む中では、従来の居住地域を越えた集団や職場を中心にした集団が増加しつつあ



り、それらの集団はこぞって自由に使用できる集会の場を求めている。また、限られた居住地域では得がたい多面的かつ高度な学習意欲も高まっている。

公民館は、もともと一定の地域の住民を対象にしてきた施設ではあるけれども、これからはこのような都市化の中の集団の実態や人々の学習要求にどうしてもこたえていかなければならない。

そのためには、広域を対象にした公民館（ターミナル公民館）などの設置も考えられてよい。

また、従来の公民館の運営についても、限られた一定地域の住民だけを対象にするいわば「住民登録主義」ともいべき考え方をのりこえるべきである。このような公民館の開放的運営が、行政の中でもはっきりと確認されてもよい時点に立ちいたっているのではなからうか。

### (3) 教育態勢の構造化

「公民館活動の核心は国民の生涯教育の態勢を確立するにある」と「あるべき姿」の中にうたわれているが、この生涯教育の態勢の確立とは、ひとりの人間がいつまでも、どこまでも継続して学習を積み重ね、続けうるものでなければならない。その具体化（実際化）として教育態勢の構造化を強調したいものである。

いままでの社会教育における学習は、たとえば、青年については青年学級、婦人については婦人学級や家庭教育学級というように、いわば一般的青年や一般的婦人を対象に想定し、内容的にもごく平均的なものが毎年くりかえされるというのが通例であったともいえよう。しかし今後は、一定の段階をマスターすれば次の段階にすすみ、さらに高度の段階へすすみうるような学習が用意される教育態勢づくりが必要なのではなからうか。

またそのような教育態勢は、公民館の未設置市町村を解消して、全国的にもれなく用意されな

ければならないと考える。

こうした教育態勢をつくりあげていくためには、それに必要な教育設備の充実がはからねばならない。情報化社会に対応して視聴覚的な設備や器具の充実をはじめ、教育工学の諸成果をじゅうぶんに活用しうる現代的な設備の積極的整備も必要とならう。

そのために、公民館長の行政機関からの管理上の権限の委譲が大幅に行なわれることがのぞましい。

さらに、このような教育態勢の構造化が予算上、運営上、一つの公民館ではなかなか困難な場合は、他の公民館と共同で実現していくような体制づくりも必要であろう。

### (4) 公民館主事の専門性の明確化

公民館にとって、最も大切なものは専門職員が存在である。公民館主事が専門職として行政上の明確な地位を得、身分保障を確保していくことは、公民館関係者にとっての急務であり、そしてこのことは長い間の宿願でもある。

しかし、それがなかなか実現しない理由にはいろいろ数えられるけれども、その最大のものは専門性の中味がきわめてあいまいで、客観性に乏しいものであったことではないだろうか。

したがって今後、公民館主事が専門職としての客観的評価を高め、かちとっていくためには、なによりもまずこの専門性の内容を明確にし、実績をあげていくことが必要である。

そこで、その専門性の中心を「公民館主事は生涯教育のための学習内容の編成者である」におきたい。

公民館が生涯教育のための中枢機関であるためには、そこで行なわれる学習が、あらゆる発達段階や関心志向に応じて複線的、構造的に用意されていなければならない。

どんな内容のものを、どんな講師を選んで、どんな形態で具体化していくかが専門職として

のいわば勝負どころである。そしてそのためには、主事の研修の機会がたえず必要とされることはいうまでもない。

これらの専門性をもつ公民館主事には、必要な資格要件を定め、かつその養成の方法が明確にされなければならない。

## II 公民館をめぐる諸制度改善の具体案

### 1. まえがき

第二次専門委員会第二部会は、公民館をめぐる制度に関し、当面速やかに改善することがのぞまれる事項を、以下にかかげる六項目に分けて検討を加えた。

その内容は、主として社会教育に関する法規または行政運営の基準等に反映せられ、適切な改正によって、新しい時代に対応する公立の公民館の配置の義務化ならびに活動のよりどころを確立することをねらいとしている。

### 2 公民館の目的および性格

いまや公民館は、その創設の精神を継承しつつも、他方において、都市化・情報社会化がすすむ新しい市民社会における教育的な必要にこたえるために、設置の目的について新たな視点からの検討を加え、かつその性格の強化に関して必要な措置を講ずべき時期に際会している。そのさい、次にかかげる事項にとくに留意しなければならない。

(1) 社会教育機関としての公民館の目的と特性とを強調すること。

社会教育の奨励に必要な施設としての公民館の目的は、社会教育法第20条に規定されており、また「公民館のあるべき姿と今日的指標」にかかげる目的と理念は、新たなる社会条件のもとにおいて展開されるべき公民館の道標を再確認したものであった。

しかし、これからの社会教育の新しい方向をみきわめ、時代の要請にこたえる公民館の生涯教育機関としての特性や、現代市民社会におけ

る固有の存立意義を適確に表現するためには、新たな定義と目的をしめし、かつその目的を分担遂行するために対象地域と施設の規模に応じたそれぞれの目標を明示することが必要である。

(2) 公民館の専称規定を設け、その名称を使用するものが具備すべき要件を定めること。

完備した社会教育機関としての実体を形成するためには、公民館の呼称にも制限を付し、かつ設置・運営の基準を改訂して、必要な職員と経費とを確保する根拠をあきらかにする必要がある。

(3) 公民館に専門職員を確保すること。

公民館が生涯教育機関としての機能を発揮し、現代市民社会における固有の存立意義をまっとうしていくためには、この施設の特性と役割りにみあう専門職員の確保は必須の条件と考えられる。

(4) 社会教育諸機関のなかにおいて、公民館の位置を明確にすること。

公民館が、他の社会教育諸機関に対してもつべき「地域施設」としての特性は今後も強調されるべきであり、公民館が対象とする現代市民社会の広域化に対応して、施設規模を異にする公民館の設置が、この点からも必要とされるのである。

前頁のうち、1および2について、法文の改正を求める内容を例示すれば、次のとおりである。

①（定義）公民館とは、住民の生活の必要にこたえ、教育、学術、文化の普及ならびに向上につとめる施設として、社会的資源を活用し、適切な情報を提供して市民的地域社会（コミュニティ）生活における精神的、文化的価値の実現に寄与する社会教育を総合的に推進するための中心機関をいう。

②（設置）前条に定める公民館は、別に定める基準にもとづき、すべての市（特別区を

ふくむ。以下同じ) 町村がこれを置かなければならない。

ア 民法第34条の規定により設立する法人は、公民館を設けることができる。

イ 公民館のうち、市町村が設置するものを「公立公民館」法人が設置するものを「私立公民館」という。

なお、公民館活動展開の必要に応じて「分館」を設けることができる。

ウ 公立公民館は、その対象地域と施設の規模とに応じ、「公民館」および「中央公民館」に分けることができる。

③ (公民館類似施設) 公民館に類似する施設は、何びともこれを設けることができる。ただし、「公民館」の名称を使用することはできない。

④ (公民館の目標) 公民館は、その設置の目的を達成するために、次の各号にかかげる目標の実現につとめなければならない。

ア 地域の実情に即し、新しい市民的地域社会(コミュニティ)を形成するために、住民相互の交流と連帯を強め、市民意識の向上をはかること。

イ 住民の自主性と個性を尊重しつつ、その欲求、関心の共通にもとづく各種の機能集団を育成し、青少年および成人の親睦、学習の場として日常の活用資すること。

ウ 増大する余暇を、住民が人間性の回復や自己開発に役立てるよう、教育的な事業を計画し、実施すること。

エ 住民の自治能力を高め、自治体構成員としての自覚と資質を向上するための学習の機会を提供すること。

オ 分館および他の公民館との連絡、ならびに各種関係機関、団体との連携をはかり、地域の諸活動を市民生活に対して有効に総合し、作用するよう方向づけること。

なお、中央公民館においては、前掲の諸目標のほかに、とくに次の各号にかかげる目標の実現につとめなければならない。

ア 高度化し、かつ多様化しつつある住民の教育の必要をみたすため、適切な企画・運営を行ない、組織的・継続的な教育事業を実施すること。

イ 生活環境の改善、青少年の健全育成、余暇の活用、その他婦人、老人等の生活に関する諸課題を解決するため、必要な広域的活動を立案し、実施すること。

ウ 当該市町村にある公民館ならびに他の社会教育機関との連携をはかり、必要に応じ相互の活動、事業の調整をはかること。

エ 職員相互の経験交流や研修に資する事業を企画し、実施すること。

オ 公民館の運営に関して、住民の意思の反映をはかるとともに、公民館活動に関する情報を適宜、適切に提供していくこと。

### 3. 公民館設置の義務化とその要件

すでに第一のなかで指摘したとおり、公民館未設置の市町村を解消し、かつ既設の地域においても、その配置を適正にすることが焦眉の急務となっている。したがって、公民館に関する諸法律を改正するとともに、設置ならびに運営についての国家基準も抜本的な修正を行ない、法改正の趣旨を確実に裏づける配慮がなされなければならない。そのさい、基本的に着意すべき事項は次のとおりである。

(1) 「公民館のあるべき姿と今日的指標」にしめされた配置の案を、いっそう強化すること。

本館併立方式、つとめて小学校に一館を置くというさきの配置案は、公民館の現況に即した着実な提案であるが、これからの時代の要請にこたえるためには、併立本館(いわゆる地区公民館)とともに、さらに新たな構想にもとづく中央公民館(仮称)を別に置いて、有力な公民

館網を整備する必要がある。

- (2) 各公民館の規模や設備を充実して、高度の社会教育に対する期待にこたえ得るようにすること。
  - (3) 専門職員の養成・配置のための根拠を明らかにすること。
  - (4) 管理ならびに財政上の措置を明確にすること。
- 以上のうち、あとの別項第4から第7にわたって詳述する内容を除き、主として上にかかげた1および2について、設置・運営の基準を改訂する必要を認められる事項は次のようなものである。

① (対象区域) 公民館を設置するには、各市町村において、その設置にかかわる小学校の通学区域ごとに各一館を置くこととする。

ア 1 小学校の位置を中心として半径 2,000メートルの区域内に2以上の小学校があるときは、その区域内に1の公民館を置く。

イ 中央公民館(仮称)は、1市町村に少なくとも1館を置く。ただし人口30万を越える市にあっては、人口、人口密度、地形交通条件等を勘案して、数個の中央公民館を置くよう、その対象区域を当該市において定めるものとする。

ウ 分館は、当該市町村の公民館活動の必要に応じ、地形、交通条件、職業または住居形態の特性等を考慮して適宜その位置を定める。

② (施設) 公民館の建物の面積は、講堂等もふくめて1千平方メートル以上とする。

ア 中央公民館(仮称)の面積は2千平方メートル以上とする。

<注> 施設の内訳を定めるにあたっては、  
現行の設置及び運営に関する基準にかかげるもののほか、談話室、相談室、食堂、職員の研究室、車庫等を追加することがのぞましい。

またターミナル公民館(仮称)の規模ならびに編成は、中央公民館に準ずるものとする。

- ③ (設備) 現行基準に定めるもののほか、録画再生装置、ティーチングマシンその他の教材、炊事用具等を追加し、また宿泊をとまなう教育事業が有効であると認められる公民館においては、宿泊の用具を備えることを認めるものとする。
- ④ (職員) 公民館には、専任の館長を置くほか、別に定める規程により資格を有すると認められた公民館主事(仮称)、その他公民館主事補(仮称)および事務職員を置く。

<注> 公民館主事の定員は、一館につき2人以上、事務職員の定員は2人以上とする。ただし、中央公民館(仮称)にあっては、公民館主事の定員は5人以上、事務職員の定員は3人以上とする。  
公民館主事補をもって、公民館主事の定員に充てるときは、その数が定員の2分の1を越えてはならない。

以下各項にかかげる内容のうち、設置・運営のための基準に規定すべき事項は、それぞれ該当する条項にこれを登載するものとする。

#### 4. 専門職制の確立

現行制度によれば、資格条件を有する社会教育の専門職員は、「社会教育主事」、「図書館の司書、(同司書補)」、「博物館の学芸員、(同学芸員補)」に限られている。しかし、社会生活が複雑化し、はげしい都市化が進行している今日にあっては、社会教育関係職員の専門性ならびに技術性の高度化と、さらにその内容の精度による分化とが必要となっている。

公民館は、このような情勢のもとにおいて、まず管理部門と事業部門を明別し、さらに事業の実施にあたる職員の専門職性と、その養成ならびに研修のための適切なしくみを早急実現するよう、

諸法規を整備しなければならない。また、社会教育関係部門職員相互の交流を容易にするよう、関連法規の改訂を行なうことのぞまれる。

公民館の専門的教育職員は、公民館主事（仮称）とし、別にその職務を助ける公民館主事補の制度を設けることとする。そのさい、公民館主事の専門職性の内容として考えられるものは次のとおりである。

- (1) 社会教育の原理や方法に通暁し、みずから種々の学習の場を構成すること。
- (2) 青少年および成人が必要とする学習内容の諸領域に関して一般的な理解を有し、かつそのうち数領域について深く探究する能力に富み、適切な教育計画を立案し得ること。
- (3) 教育施設の管理・運営について、新しい知識と技能を有すること。
- (4) 住民に対する公共関係（パブリックリレーションズ）の方法を会得して学習需要や要求をとらえ、さらに住民の連帯意識の強化や自治能力の向上に資する活動を正しく方向づけること。
- (5) 以上の諸活動に対して有効な社会的諸資源を発見し、活用すること。

これらの専門的職務を完遂するには、有資格職員の必置を、法に明記しなければならない。そのため、教育公務員特例法の適用を規定するとともに、社会教育法第27条を、次のような方針にしたがって改正する必要がある。

- ① 中央公民館及び地区公民館には、館長、公民館主事または公民館主事補ならびに必要な職員を置く。
- ② 公民館主事補は、公民館主事の職務を助ける。
- ③ 館長は、管理職とする。
- ④ 館長及び公民館主事の資格は、別にこれを定める。

公民館主事を養成し確保するためには、およそ下記の諸項目について行政措置を講じ、

かつその根拠となる規程を定めなければならない。

#### ア 任用資格

現行の社会教育主事の資格を取得する方式に準ずるが、社会教育主事となるために修得しなければならないと定められている現在の科目群に、若干の科目の単位を追加して履修したものに対して、公民館主事の資格を認めることとする。

公民館主事の資格の認定を受けようとするものは、次にあげる経路のいずれかを経なければならない。

- ① 大学の過程において、規程（新設）に定める科目の単位を修得すること。
- ② 国が大学に委嘱して開設する公民館主事講習（仮称）において、所定の科目の単位を履修すること。その受講資格は別に定める。
- ③ 公民館主事補として8年以上勤務し、その期間内に長期研修を受講したものであること。
- ④ 他の社会教育機関の専門職員または文部大臣が指定する職にあるもののうちから任用する場合も前項に準ずる。

#### イ 履修科目および単位

- ① 大学の課程において修得すべき科目・単位は、現行の社会教育主事の資格を得るための科目群と、その単位に、必修科目として「公民館概論（2単位、以下数字のみを掲げる）」、「地方自治（2）」を加え、また選択科目として「相談事業（カウンセリング）（2）」、「公民館経営（2）」を加えて規程を定める。
- ② 公民館主事講習の内容は、現行の社会教育主事講習の科目に、「公民館概論（1）」を加え、選択科目に「相談事業（1）」、「地方自治（1）」を加えて専門の水準を高めるよう規定を定める。
- ③ 経験年数により、公民館主事補等から任用する場合に、その在職期間中に参加すること

を義務づけられる長期研修（おおむね3カ月、ただし現地研修をふくむ）の内容は、②に準ずる。ただし下記の科目を増設し、また一般教養科目を併設することがのぞましい。

グループワーク

教育施設の管理業務

社会教育のための調査

- <注> 1 公民館主事補についても、将来は厳密な任用資格を定め、専門職員の一とすべきであるが、さしあたっては、高等学校またはそれ以上の学校を卒業したもののうち、教育機関の職員として適当と認められるものを市町村が任命する。
- 2 公民館主事には、現在教育委員会に社会教育主事として勤務するものを配置換えするか、またはその有資格者のうちから選任する的多いと考えられる。そのため、法の改正から起算して、向こう5年間の時限規程を設け、そのまま公民館主事の資格を認定する便法を講ずる。ただし、そのものは、任用後も更に再教育に参加しなければならない。

#### ウ 再教育の方法

館長および公民館主事は、在任期間中、10年ごとに再教育を受けることを義務づける規程を定める。再教育は、公民館の管理ならびに教育事業の改善に役立つよう、一般教育のほか実務に関する諸問題を、講義または演習等により、新たに定める規定にしたがって実施する。

長期研修ならびに再教育の事業は、国立社会教育研修所が実施するほか都道府県の教育委員会もしくは都道府県の教育研修所その他適当な研修機関がこれを開設し、必要な経費は国が補助するものとする。

なお館長および公民館主事は、当該都道府県内において、1市町村を越える範囲に異動し得るよう制度の改革を検討する。また、自分のあいだ専任の社会教育主事を配置しない地方公共団体においては、公民館主事の1名にこれを兼務させることも考えられる。

#### 5. 新しい公民館の事業

公民館の事業については、社会教育法第22条に例示されているが、都市化に対応する新しい公民館の事業規定としては不じゅうぶんなものであり、また「公民館のあるべき姿と今日の目標」各論第4にしめす標準の事業は、3領域に区分して列挙しているが、公民館の中心的事業を明確にしていないうらみがある。

いま公民館の目的と性格があらためて確認され、公民館の新しい目標がしめされたのに対応して、法に規定する事業も改められなければならない。新しい公民館の事業を規定するには、左の項目にしたがってこれを行なうことがのぞましい。

- ① 住民の社交、親ばく、またはレクリエーションの場と機会の提供
- ② 住民の日常生活に即した教育課題の設定と、学習活動の触発
- ③ 学習組織の育成ならびに多様な学習の場と機会の提供
- ④ 住民の自主的な学習活動の助成
- ⑤ 近隣社会における有志活動の助成と市民の社会的参加の促進
- ⑥ 市民意識のかん養と世論形成の援助

また、中央公民館においては、前掲の諸事業のほか、とくに次の各事業を実施することがのぞましい。

- ① 住民を対象とする高度の継続的教育
- ② 生活と学習に関する情報の収集と提供、ならびに社会的資源の活用と組織化
- ③ 社会教育の方法・技術の研究と普及
- ④ 公民館相互ならびに他の教育諸機関・施設

・団体との連携

⑤ 公民館に関する広報活動

⑥ その他市民の文化・学術に関する理解の深化と教養の向上に資する事業

なお、さきに「公民館のあるべき姿と今日的指標」各論第1に指摘されているように社会教育法第5条によって教育委員会が直接、社会教育の事業を実施することが認められているため、公民館とのあいだに事業の重複が生じやすくなっている。しかし、公民館の義務設置が実現すれば、全国いづれの地域においても、公費による社会教育の事業の大半は公民館においてみずから企画され、実施されることが可能となる。したがって、青年学級その他の諸事業を教育委員会が主催することを規定する現行法規は、改廃されるべきである。

### 6. 公立公民館の管理

公民館が、住民の生活に必須の教育的必要にこたえるために設置される「公の施設」であることは、教育基本法（第7条）、地方自治法（第2条、第244条）によって明示されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第30条）には、これが教育機関であることが規定されている。

教育機関が、その設置の目的を完遂するためには、まず、設置者や管理機関がその行政責任を確実にまもることが必要であるのはいうまでもない。しかし、そのもとで、当該機関の長に対して、相当の権限が付与されていなければ、社会教育の機関としてとくに要請されるような住民の心情と生活とに即応する経営は不可能であると考えられる。

しかるに、公民館の管理に関しては、従来、社会教育法第27条の2に、館長が行なう業務をきわめて簡略に規定しているほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、次のような文脈においてしめされているにすぎない。

① 第23条（教育委員会の職務権限）の12号

「公民館の事業その他社会教育に関すること」を管理、執行する。

② 第26条（事務の委任等）

教育長は、事務の一部を所管に属する学校「その他の教育機関の職員」に委任し、または臨時に代理させることができる。

③ 第33条（学校等の管理）

教育機関の管理運営の「基本的事項」について、必要な規則を定めるものとする。

④ 第36条（所属職員の進退に関する意見の申出）

教育機関の長は、その所属職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。

これによってみると、現在の公民館長に認められている職務上の権限は、委任もしくは代理の形式によって成り立つ事務と、職員の人事について意見具申をすることに限られる。しかも、前掲の2（法第26条第2項）によって管理機関が館長に委任している日常業務の実態を例示してみると、次の諸項目にみられるとおり、さして重要な内容にふれていない場合も少なくない。

- ① 職員の出張及び復命に関すること。
- ② 職員の休暇、旅行、欠勤その他の諸願出に関すること。
- ③ 不用品及び製作品の売却に関すること。
- ④ 物品の購入、印刷物の発注、施設・設備の修繕その他
- ⑤ 諸経費等の予算執行に関すること。
- ⑥ 備品の貸出しに関すること。
- ⑦ 施設の使用に関すること。

これまでの公民館には、兼務もしくは非常勤の館長が置かれている例も少なくないばかりか、専任の事務職員の定数も確実な基礎を有していなかったために、館長の権限を一般に拡大することが困難であったかもしれない。しかし、新構想による公民館は、館長以下の専任職員の定数配置を必

須条件としているので、学校の校長と同等もしくはそれ以上の職務権限を館長に付与することが当然であると考えられる。

上記のような考えかたにしたがって、公民館の管理を能動的に行なうために、管理職とみなされるべき館長に付与すべき権限は、下記に掲げる範囲をすべて包括するものでなければならない。

- ① 当該区域における社会教育の全体的必要に対応して開設する事業、ならびに運営に関する年間計画を立案し、実施すること。
- ② 前項の事業に対する予算の請求権を有すること。
- ③ 庶務、会計に関する事務を処理すること。
- ④ 関係職員の相互研修を企画し、実施すること。
- ⑤ 施設・設備の改善に関する原案を作成し、教育委員会に提出すること。
- ⑥ 職員の人事について管理機関に対し原案を提出すること。
- ⑦ 公民館運営審議会の委員を選定すること。

また中央公民館の館長は、上記のほか、当該区域内にある各公民館長と協議して相互に必要な連絡調整の業務を担当し、区域内における公民館事業の計画調整、職員の協力、備品の貸借等を円滑ならしめ、予算要求のとりまとめ、研修の総合企画・実施等にあたるようにする。

以上の権限を確立するため、可及的速やかに関連する法律を改正するとともに地方公共団体が定める条例・規則を制定するさい、その根拠となる事項を明示する必要がある。

仮称ターミナル公民館の設置ならびに管理に関しては別途に研究されなければならない。

## 7. 公民館の財政制度

公民館を設置し、設備や職員を充実して、その運営を適切にするためには、当然のこととして、多額の公費を必要とするにもかかわらず、現状においては、財政上の措置ならびにその基準が弱体

であるため、上述の新公民館構想を実現させるさいに、とくに強力な財政制度の裏づけがなされなければならない。

教育の地方分権の原則にしたがい、地域社会の実態に即応して各地方公共団体が独自の教育計画を立て、その実施に必要な経費を自力で負担することは理論的にも、現行法の趣旨にてらしても正当なものである。しかしながら市町村のなかには財政再建を指定されているものもあり、その他の市町村においても、わずかの例外を除き、程度の差こそあれ、その財政は窮状に陥りつつある。したがって公民館の経費をくむ社会教育費の負担率が市町村に傾斜すればするほど、地方による格差が増大し、機会均等の原則は破られる結果となる。したがって、国はもとより、都道府県の財政面における責任は重かつ大となる。

いま、公民館の義務設置を提唱するにあたり、それにとまなう財政措置の抜本的な変更の必要を認めるので、その基本原則ならびに具体的な施策について考察をすすめることとする。

まず、基本原則をあげれば、それは次のように要約することができる。

- ① 公民館の義務設置にとまない、「公民館費 国庫負担法」ならびに「公民館職員給与国庫負担法」（いずれも仮称）を制定されることのがのぞましい。ただし、その実現には多くの困難が予想されるので、当面、現行法規の一部改正による方策を考えることも必要である。
- ② 現在の公民館に対する補助金の支出に適用される法の条文にあいまいな規定が多く、公民館を代表的な社会教育の機関として設置し維持するためには、不備な点が目立つ状態である。これらを速やかに是正するために、具体的な検討の作業を急がなければならない。
- ③ 教育機関の設置に要する経費は市町村費のうち大きい比重を占めるのに、その管理権を有しない市町村長の立場からすれば、公民館



費の増加は容易ならぬことでもある。したがって、市町村の財源の確保についても新たな道をひらき、実行可能なものとしなければならない。それによって、いま問題となっている税外負担等も解消すべきである。

- ④ 国や都道府県の財政支出については、その算定方法が複雑である。それらの基準を明確にすることも強くのぞまれる。

以上の4原則にしたがって、当面改正をせまられるものを列挙すれば次のとおりである。

#### 法令の改正点

- ① 社会教育法第3条および第4条には、国および地方公共団体が施設の設置・運営に関して責任を有すること、ならびに国が地方公共団体に対して財政援助を行わなければならないことが明示されている。

しかし援助という行為は消極的な表現であるから、これを負担の制度とし、公民館にこれを適用するように改める。

- ② 同法第5条および第6条における市町村もしくは都道府県の教育委員会の任務のうち、公民館経費を確保するについての責務を明確化する。
- ③ 同法第23条の2に関連して、公民館設置の基準とは、経費負担の基準でもあることを統一解釈とする。
- ④ 同法第35条は、前掲の第4条と対応して、国が公民館の施設・設備に要する経費その他必要な経費の3分の1を負担するよう規定を改める。同時に第37条ならびにその関係法令を改正して、都道府県が、国と同様に3分の1を負担することとする。

ここには、主として社会教育法の改正点をあげたが、とりわけ重要なことは、施設・設備費の補助において、現在のような定額補助の方式を定率の負担義務におきかえるように提案している点である。これによれば、必要

な経費の算定基準が明確化され、負担率が確保されなければ意味がないので、そのための作業もぜひ行なわなければならない。

とくに物価の変動がいちじるしいとき、長期にわたり同一の標準単価によることは、事実上、施設その他の質の低下を招くので、これを適宜修正し得るよう措置することが大切である。それはまた運営に要する経費の大半を占める人件費についても同様である。

#### (2) その他の改正点

- ① 地方交付税制度が適用される市町村においてはもちろん、その他の市町村にあっても、基準財政需要額の測定単位調査研究の経過および単位費用の算定方法がどのようなものであるかが、地方予算の編成ならびに運用に対して、大きく影響していたことは明らかである。

そのなかで、公民館の費用は、「その他の教育費」のなかの「公民教育費」の一部として扱われているにすぎない。

のぞむらくは、まず「公民館費」を公民教育費とは分離して、新しく独立した項目とし、その内訳を、新たな公民館の設置及び運営の基準にてらして適切に定めることが必要である。その場合、想定人口10万に対して、さしあたり公民館7、中央公民館1を置くものとし、管理費、事業費とともに、館長8、公民館主事19、事務職員17に対する人件費、ならびに運営審議会委員手当40名分が計上されなければならない。

- ② 義務設置を実現させ、基準に達しない施設や老朽施設の改修を行なうにあたっては、一時に多額の支出を要することになるので、一般起債のわくをひろげるとともに、国民年金等の特別融資を公民館に対しても認められるように規則を改正することがのぞましい。

また、都道府県ごとに、公民館整備のための基金を設け、市町村に貸付ける制度も普及

されることがのぞまれる。

以上のように、諸般の制度にまたがる改革を軌道にのせるために、国は速やかに公民館整備10カ年計画（仮称）を策定して、全般

にわたる整備充実を推進する基礎をかため、都道府県もまた積極的に市町村に対する助成の道を開くべきである。

# 県視聴覚ライブラリー教材フィルム一覧

(昭和52年度入庫フィルム)

番 号	題 名	色 別 ・ 時 間	対 象
5201	あ れ は だ れ ？	カラー 21分	幼児向
5202	紙でつくる —エンピツ立て—	” 20分	小学校(低・中)
5203	地球・月・太陽のようす	” 20分	中学校
5204	ふるさとの森づくり	” 21分	小学校(高)
5205	に わ —その思想と技術—	” 21分	高校
5206	ふり返って夏—対人関係のつまづき—	” 20分	成人
5207	た ま ご か ら ヒ ト へ	” 24分	高校
5208	血液の成分とはたらき	” 20分	中学校・高校
5209	幼児のあそび —今と昔—	” 20分	一般
5210	幼 稚 園	” 24分	成人
5211	原子スペクトル水素原子スペクトルの 波長測定	” 10分	高校
5212	”	” 10分	”
5213	結晶アボガドロ定数をはかる	” 10分	高校
5214	”	” 10分	”
5215	胚の発生(全割・部分割)	” 10分	高校
5216	”	” 10分	”
5217	偏光顕微鏡の使い方 岩石薄片	” 10分	高校
5218	”	” 10分	”
5219	青 春 に 学 ぶ	” 20分	青年・成人
5220	婦人のライフサイクルと学習課題	” 20分	成人

番 号	題 名	色 別 ・ 時 間	対 象
5221	O H P 教 材 の つ く り 方	カ ラ ー 2 0 分	現 職 教 育 用
5222	私 た ち の 美 術 館	" 2 1 分	青 年 ・ 成 人
5223	小 さ な 愛 の 詩	" 3 2 分	青 年 ・ 成 人
5224	母 と 子 の 旅	" 3 2 分	少 年 ・ 成 人
5225	人 間 の 仕 事	" 4 5 分	一 般
5226	私 達 の 中 の も う 一 つ の 顔	" 3 1 分	青 年 ・ 成 人
5227	光 の 輪	" 3 0 分	一 般
5228	私 達 の 中 の も う 一 つ の 顔	" 3 1 分	青 年 ・ 成 人
5229	光 の 輪	" 3 0 分	一 般
5230	こ れ か ら の 輸 出	" 2 5 分	一 般
5231	流 通	" 2 5 分	中 学 校
5232	明 日 の く ら し を 考 え る	" 2 5 分	一 般
5233	日 本 の 水 資 源	" 2 8 分	少 年 ・ 青 年 ・ 成 人
5234	コ イ ン エ イ ジ を 迎 え て	" 3 2 分	一 般
5235	小 学 生 の 性	" 2 8 分	婦 人 ・ 成 人
5236	楽 し い バ レ ー ボ ー ル	" 3 0 分	成 人
5237	人 間 の 仕 事	" 4 5 分	一 般
5238	明 日 の 太 陽	" 4 5 分	一 般
5239	"	" 4 5 分	"
5240	"	" 4 5 分	"
5241	竹 と ん ぼ の 空	" 2 5 分	小 学 校 ・ P T A
5242	朝 や け の 海	" 3 0 分	青 年 ・ 成 人
5243	お 母 さ ん と 呼 ん だ ら	" 3 2 分	成 人 ( 婦 人 )

番 号	題 名	色 別 ・ 時 間	対 象
5244	嫁 ぐ わ が 子 に	カラー 33分	青年・成人
5245	楽しいキャンプのために	" 30分	少年・青年・成人
5246	続 ・ ゆ が ん だ 青 春	" 40分	青年・成人
5247	マ マ の 応 急 処 置	" 25分	成人( 婦人)
5248	母 と 子 の む し 歯 教 室	" 24分	高校・成人(婦人)
5249	火 災 を な く す た め に	" 21分	
5250	モ ー タ ー ボ ー ト	" 20分	
5251	造 船 技 術 の 海 外 協 力	"	
5252	西 の 都 ・ 大 宰 府	" 25分	小・中・高校・成人
5253	"	" 25分	"
5254	"	" 25分	"
5255	"	" 25分	"
5256	"	" 25分	"
5257	明 日 の 太 陽	" 45分	一 般
5258	"	" 45分	"
5259	"	" 45分	"
5260	ご み と 生 活	" 23分	青年・成人
5261	学 ぶ よ ろ こ び	" 31分	青年・成人
5262	母 と 子 の 体 力 づ く り	" 29分	P T A ・ 成 人
5263	あ な た も リ ー ダ ー に	" 31分	青年・成人
5264	きりんはどこにいますか	"	留学生
5265	かまくらをあるきます	"	"
5266	おかねをとられました	"	"

番 号	題 名	色 別 ・ 時 間	対 象
5267	地 域 社 会 と 奉 仕 活 動	カラー 26分	一般
5268	社 会 と 学 校 を つ な ぐ も の	" 25分	"
5269	日 本 の エ ネ ル ギ ー を 考 え る	" 26分	"
5270	川 と 私 た ち	" 26分	"
5271	世 界 の 中 の 日 本	" 28分	"
5272	地 域 が 育 て る 学 校 ク ラ ブ	" 29分	"
5273	手 造 り 遊 び と 幼 児 の 手	" 25分	青年・成人
5274	幼 児 の あ そ び	" 20分	一般
5275	ぼ くら の ス ポ ー ツ ク ラ ブ	" 20分	少年・成人
5276	運 動 不 足 と 成 人 病	" 28分	青年・成人
5277	心 豊 かな 強 い 子 で あ れ	" 25分	成人( 婦人)
5278	日 本 歴 史 の 流 れ	" 33分	高校・成人
5279	じ っ ち ゃ ば っ ち ゃ と わ ら し っ 子	" 40分	青年・成人
5280	嫁 と 姑 の き ず な を 考 え る	" 31分	青年・成人( 婦人)
5281	盆 裁 の 心	" 30分	成人
5282	あ な た の 明 日	" 30分	成人
5283	水 泳 の 安 全 管 理 と 応 急 処 置	" 21分	青年・成人
5284	交 通 の 中 の こ ど も	" 23分	青年・成人
5285	中 学 生 日 記 一 歩 き つ づ け て 一	" 30分	中学校・青年・成人
5286	地 球 は 生 き て い る	" 30分	一般
5287	幼 児 の 手	" 30分	成人( 婦人)
5288	少 年 と 花	" 30分	成人・( 進路指導)
5289	結 婚 と は	" 31分	青年・成人

番 号	題 名	色 別 ・ 時 間	対 象
5290	父 この 強 き も の	カラー 30分	成人(両親)
5291	母 と 娘 と ば あ ち ゃ ん と	" 32分	成人(婦人)
5292	心 に 咲 く 花	" 29分	少年・成人
5293	お兄ちゃんと僕の七転び八起き	" 43分	少年
5294	日本人はどこからきたか	"	一般

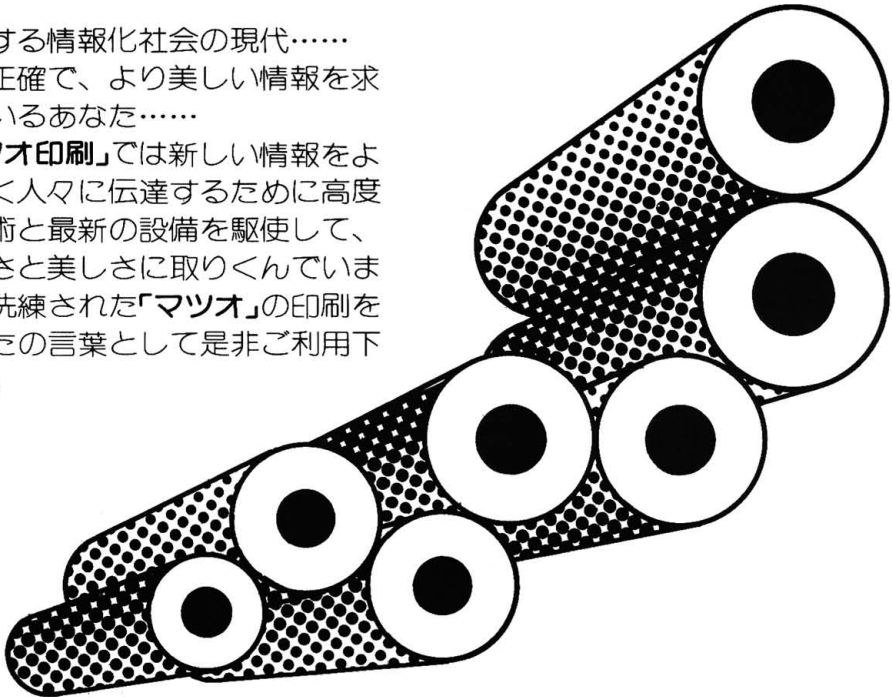
- 映画フィルムの内容等は、県視聴覚ライブラリー作成の「映画目録」を参照して下さい。  
使用する時が決まれば、早めに予約しておくと便利です。
- 福岡県視聴覚ライブラリー  
( 福岡市中央区天神5丁目 TEL 092-771-3386 )

— MEMO —



# 『より正確に』 『より美しく』

氾濫する情報化社会の現代……  
より正確で、より美しい情報を求  
めているあなた……  
「マツオ印刷」では新しい情報をよ  
り早く人々に伝達するために高度  
の技術と最新の設備を駆使して、  
正確さと美しさに取りくんでいま  
す。洗練された「マツオ」の印刷を  
あなたの言葉として是非ご利用下  
さい。



\*名刺、伝票から高級カラー印刷まで……  
美しいコミュニケーションを大切にする……マツオ！



- 活版印刷
- オフセット印刷
- カーボン印刷
- その他高級美術印刷

 **マツオ印刷株式会社**

山田市上山田市役所前 ☎ 09485 (2) 0144代表

# いいものいっぱい まごころいっぱい

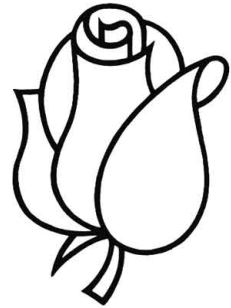
タマヤはお客さまとの心のふれあいを大切にします。  
「タマヤで楽しくお買物ができた」とご満足いただけるよう私達全社員  
が心をひとつにして《真心サービス》の店づくりにつとめております。

田中丸コレクション

## 九州の茶碗展

古唐津・奥高麗・高取・上野・小代・薩摩の  
名碗を一堂に… 何卒 ご清鑑くださいませ。

4階 古陶磁陳列室



# 全福玉屋

〒810 福岡市博多区中洲3丁目 ☎(271)1111  
(火曜定休)10時~6時・土日祝は6時30分まで

映像の企画製作・教育映画の販売・各種教育機器の販売  
16mm・8mm・ビデオ教育教材映画は東映

大好評児童劇映画

きょうだい

カラー40分 260,000円

発売中!

社会教育映画

あなたもいつか老人に

——その時のために——

カラー30分 180,000円

家庭電気器具の上手な使い方

——掃除機・冷蔵庫・洗濯機——

カラー20分 135,000円

老人と少年

——年輪は語る——

カラー32分 180,000円

母と子の心がかようとき

カラー30分 180,000円



16mm・8mmリスト、機材カタログ等を  
御希望の方は希望品目を明記の上、  
右記宛へ御請求下さい。



東映株式会社 教育映像営業部

福岡市博多区中洲4丁目6-10 〒810 電話 (271) 5641~3

第一法規創業75周年記念出版!

# 教育学大事典

編集代表 || 細谷俊夫・奥田真丈・河野重男

★刊行記念特価 四五、〇〇〇円

(昭和五十三年七月末日まで、一時払のみ)

定価 四八、〇〇〇円

●現代教育界最高の英知を結集——一九八〇年代を展望する教育学の百科事典。

●五年の歳月と権威ある代表的編集陣九名、執筆陣五〇〇余名の知織と研究……ここに結晶。

唯一の社会教育実務六法!

# 社会教育行政必携

文部省内社会教育行政研究会編

★コード判・価一、八〇〇円

●社会教育行政関係の諸法令を中心に日常の業務に必要な通知、答申、行政実例、統計資料および各種補助金、委嘱費の交付要項等を豊富に掲載した社会教育行政担当者の必携書。

全六巻

54年版

# 社会教育方法論

斎藤伊都夫・辻 功 編著

★A5・価一、六〇〇円

広範多岐にわたる社会教育の方法論を、第一線で活動する人々にただちに役立つよう、きわめて実務的、実践的にわかりやすく、しかも体系的にまとめたものである。

# 社会教育計画

岡本包治・山本恒夫 編著

★A5・価一、六〇〇円

各地で実践された社会教育計画のサンプルをふんだんに盛り込み、その具体的な問題点の指摘と原則的・実践的提案を試みた現場関係者及び隣接諸地域研究者の必読書。

# 社会教育評価

岡本包治・古野有隣 編著

★A5・価一、四〇〇円

評価方法の確立が社会教育推進の一つの力であるという。本書は、社会教育全般にわたる評価の技法を具体例にそって説いたわが国では最初の試みである。

# 訂新社会教育行政入門

今村武俊 編著

★A5・価一、八〇〇円

広範多岐にわたる社会教育行政の全貌を、難解な法解釈の視点からではなく、法律の経営学といった観点から実務的に解説した関係者必携の基本図書。

●各書とも内容見本呈

第一法規出版株式会社九州支社



DAI-ICHI-HŌKAI

(〒810) 福岡市中央区大手門3の5の6 ☎代表(092) 741-6006 振替福岡19534

日本の心の“ふるさと”へ——豊かな旅へのいざない!!  
写真と文章の立体構成で、全国の“祭りと芸能”を紹介する待望のシリーズ

# 祭りと芸能の旅 全6巻

## ●本書の構成

- 第一部では、全国の「祭り」と「芸能」の中から、各巻それぞれ二〇余を選び、紀行文風の記述によって、祭事のあらましや見どころ、雰囲気などがよくわかるようにしてあります。
- 第二部では、日本の「祭り」と「芸能」を網羅し、都道府県別に全体を詳しく紹介してあります。
- 巻末の、都道府県別「祭り」と「芸能」は、得がたい資料として便利に活用できるようにしてあります。
- 執筆は、各地方の専門研究者、祭り」と「芸能」に深い関心を持つ文化人、写真家により、正確で読みやすくしてあります。
- 美しいカラー写真やカット写真を数多く挿入して、祭り」と「芸能」が身近に理解できるようにしてあります。



## 企画委員 (50音順)

- 新井恒易 まつり文化史の会委員
- 榎本由喜雄 文化庁無形文化民俗文化課主任文化財調査官
- 後藤 淑 早稲田大学演劇博物館館員
- 田中義廣 まつり同好会会長
- 萩原龍夫 明治大学教授
- 本田安次 文化財保護審議会専門委員
- 三隅治雄 東京国立文化財研究所芸能部長



### 1 北海道東北

本田安次・渡辺伸夫 編集

### 2 関東・甲信越

榎本由喜雄・石田武久 編集

### 3 東海・北陸

後藤 淑・田中義廣 編集

### 4 近畿

新井恒易・田中英機 編集

### 5 中国・四国

高橋秀雄・山路興造 編集

### 6 九州・沖縄

三隅治雄・萩原秀三郎 編集

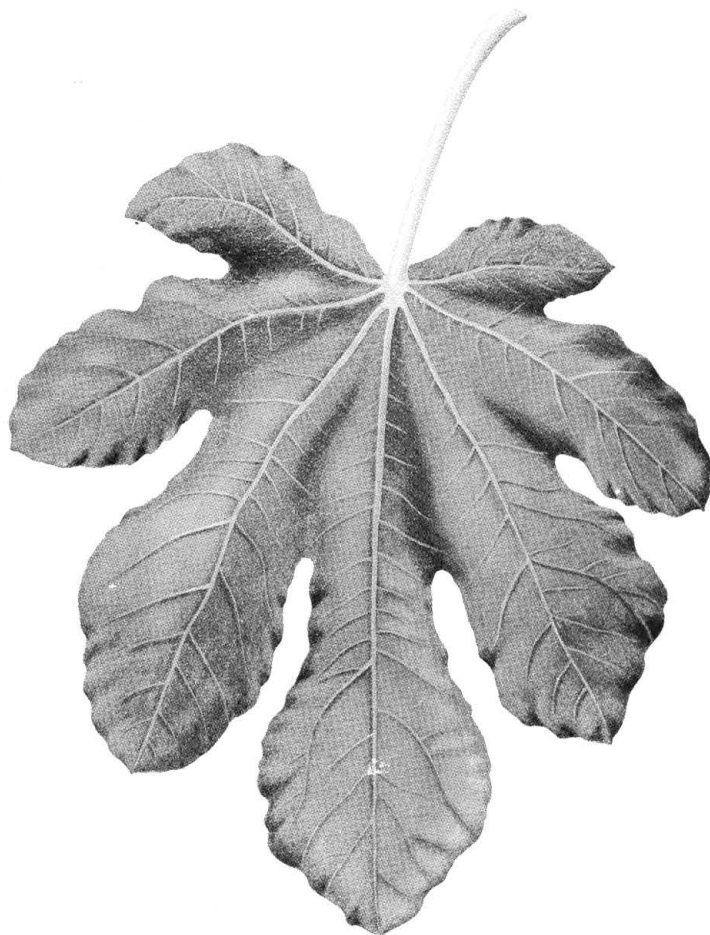
定価各巻三、三〇〇円(税240)

●B5変型判・上製本・カバーがけ・箱入り・各巻カラー三〇点・モノ一五〇点以上・総一七〇ページ



株式会社 きょうせい

九州支社  
福岡市中央区春吉3丁目24-12  
☎ 福岡 (751) 2865~7

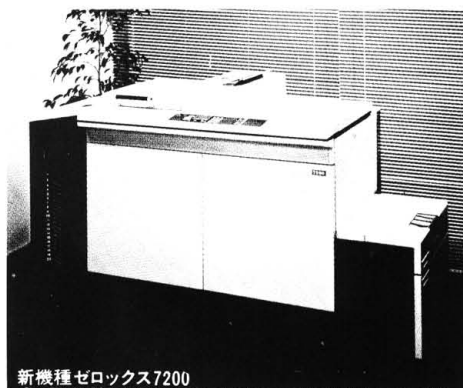


## 「全自動複写機」の亚当とイブ。

神が最初につくった人類は、アダムとイブ。書類づくりの全工程を自動化した複写機は、富士ゼロックスが初めてつくりました。原稿をまとめてセットしておけば、原稿の入れ替えからページ揃えまで、すべて自動的に。あとはとじるだけです。機械につききりの必要はまったくありません。スピードも、1時間4,000枚の高速。時間の短縮ばかりでなく、テーマ省略する……いわば書類づくりのフルシステム・マシンです。

# XEROX<sup>®</sup>

富士ゼロックス株式会社 西部支社  
〒810 福岡市博多区中洲5-6-20  
電話 092 (281) 0914



新機種ゼロックス7200

# SONY®

## 画質最重点の 学校用ベータマックス



一躍世の注目を集めたソニーベータマックス、大きく姿を変え、高機能づくめの初の本格的学校用VTRとして3機種登場いたしました。

ストレートレコーダーSLO-330、プレーヤーSLP-310は、頭出しの自在なオートサーチコントロール機能つき、すばやい操作のできるロジックコントロールと、プロ仕様。

カラーポータブルSLO-350は、本体とカメラのみで1時間もの録画可能という身軽さ、カットの変わり目も乱れがなく、従来の据置型の機能そのままの高級機です。

いずれも高画質を重点的に設計、学校で使われるのに最もふさわしいシリーズといえます。



### ソニー株式会社 / ソニー商事株式会社

ソニービデオセンター 東京(03)455-8111 国分寺(0423)22-0805 横浜(045)681-8204 大宮(0486)65-4555 大阪(06)531-4111  
京都(075)801-2365 高松(0878)51-3942 名古屋(052)201-6871 静岡(0542)53-7161 金沢(0762)49-8995  
福岡(092)741-2761 沖縄(0988)77-0303 札幌(011)231-8121 広島(0822)41-9211 仙台(0222)25-0121